

訂正小學修身經

尋常科
教師用

卷三



K121.1

60

3

日本弘道會會長 西村茂樹校定
文學 士天野爲之謹輯

尋常科
教師用

訂正 小學修身經 卷三

東京

富山房藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ
孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホ
レ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タ
ルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

日本弘道會會長 西村茂樹校定
文學 士天野爲之謹輯
尋常科 教師用

訂正 學修身經 卷三

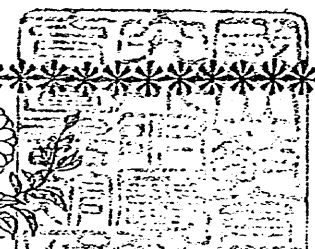
東京 富山房藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ
孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホ
シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タ
ルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



勅語奉答

聯安房作

あやに畏^{かしこ}き 天皇^{てんかう}の あやに尊^{たふと}き 天皇^{てんかう}の
あやに尊^{たふと}く 畏^{かしこ}くも 下^{くだ}し賜^{たま}へり 大^{おほ}勅^{ちく}語^ご
是^{こゝ}れでたき 日^ひの本^{もと}の 國^{くに}の教^{しゆ}の基^{もと}なる
是^{こゝ}れでたき 日^ひの本^{もと}の 人^{ひと}の教^{しゆ}の鑑^{かん}なる
あやに畏^{かしこ}き 天皇^{てんかう}の 勅^{ちく}語^ごのまゝに 勤^{いそ}みて
あやに尊^{たふと}き 天皇^{てんかう}の 大^{おほ}御^み心^{こころ}に 答^{こた}へまつらむ

訂正小學修身經 尋常科 第三卷 教師用

目次

第一課	尊皇	一丁
第二、三課	楠正行卿	三丁
第四課	孝行	八丁
第五課	(例話)孝女やつの事實 長吉の孝行	十一丁
第六課	(例話)若村屋平太郎の事實 兄弟仲よくすべし	十四丁
第七課	泰時の友愛 (例話)重成悌道を盡く話	十五丁
第八課	朋友の交	十九丁

第九課

伊藤一元

二十丁

(例話)稲葉迂齋の友誼

第十課

ひかへめにするこゝ

二十三丁

第十一課

こゝばをつゝゝむべゝ

二十四丁

第十二課

八郎兵衛のはなゝ

二十六丁

(例話)秀吉村重の交誼

第十三課

正直

二十八丁

第十四課

用心

三十丁

(例話)塚原卜傳の事實

第十五課

わが身を省みよ

三十三丁

第十六課

容貌より心

三十五丁

第十七課

瀧鶴臺の妻

三十六丁

第十八課

彦一米を返す

三十八丁

(例話)下婢の廉直

第十九課

光陰を惜むべゝ

四十一丁

(例話)一登蓮法師のこと

(例話)二林羅山先生

第二十課

紫式部

四十三丁

(例話)大江匡房の事實

第二十一課

川村瑞軒の勤勉

四十八丁

第二十二課

酒井忠勝の儉約

五十丁

(例話)松下禪尼の事實

第二十三課

争ふは益なゝ

五十二丁

第二十四課

加藤嘉明のこと

五十四丁

第二十五課

八介主恩に報ゆ

五十五丁

(例話)茶童報恩の事

第二十六課

おもひやりの心

六十丁

第二十七課

つゞき

六十一丁

第二十八課

星野彌兵衛

六十二丁

第二十九課

公益を圖るべし

六十五丁

第三十課

名取彦兵衛の事

六十六丁

(例話)角倉與市の事

第三十二課

心をつよくもつべし

六十九丁

第三十三課

義勇

七十丁

第三十四課

谷村計介の事

七十二丁

(例話)村上義光の事實

第三十六課

兵役租税のつとめ

七十七丁

第三十七課

與三兵衛のはな

七十九丁

第三十八課

愛國

八十丁

第三十九課

元寇の役

八十二丁

第四十課

いろは教課

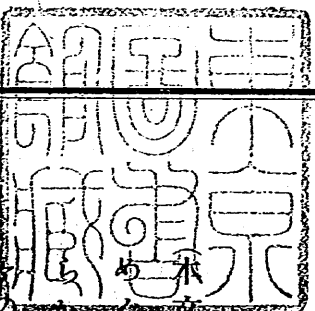
八十五丁

訂正 小學修身經 尋常科 第三卷 教師用 目次 終

訂正 小學修身經 尋常用 第三卷 教師用

西村茂樹校定
天野爲之謹輯

第一課 尊皇


本をよそこの國に生れたるもの、たれか天皇陛下のおん
みをうけざる。われらは、そのおんめぐみによりて、やす
に、この日をおくるのみならず、われらの先祖もまた、世
の天皇につかへて、かぎりなきおんいつくしみを、かうぶ
りたるものなり。されば、この國の人として、いはらくも、忠
義の心なかるべからず。

本課の大意

本課に於ては尋常第一二年級用、卷二第一課の意を敷衍し

て、簡易に尊王の主旨を知らしむるを要す。

説話要領

凡そ我國に生れたる人は、誰か天皇陛下の御高恩を受けざるものあらん。國平に世治まり、人々各安んじて其業を營むを得るは、皆是れ天皇陛下の御盛徳によれり。

されば我々臣民たるものは、天皇陛下を大切に思ひ奉り、常に忠義をばげまざるべからず、貴きも賤きも忠義の志なきものは、我が國人にして我が國人にあらず。先年今上天皇陛下奥羽人民の有様を親しく御覽遊ばさるべしとて、明治九年の秋、残暑まだ烈しきに彼地方を御巡幸まゝ、青森縣に入らせ給ひて、末の松山と云ふ處にさゝかゝらせ給ひしとき、其山の麓なる一人の田舎翁、新しき桶に最も潔き水汲みあげて、

足引の山下水を汲あげて

わがおほきみに御茶たてまつる

と云ふ一首の歌を添へて上りしかば、天顔殊にうるはしく見えさせ給ひきとぞ、一桶の水にても之を上る心の誠忠なるは、自ら歌の上にもあらはれていと尊きことになん。

教授上の注意

本課を學ぶ生徒は思想なほ薄弱にして、到底國体の話又限りなき君恩の詳細は、會得し難かるべければ、極めて卑近の事例によりて、天皇陛下の御高恩を知らしめ、奉戴敬禮の道を行はしむべし。殊に世間には往々忠義とは、高貴の人か、朝臣にあらざれば、出來ぬものとの謬想を抱くものあるにより、是等はよくよく注意して、忠義とは、さる一部分の人のみに限れる行に非ず、我國臣民たるものは皆

一様に忠義を盡すべきものなることを充分に了解せしめんことを要す。

幼稚なる學生等の忠義とは、即ち校に在ては師の教訓を能く守り、家に在ては父母の命令を背くことなきこと、聖勅の御旨にもかなひて、自ら忠の道にもかなふことなれ。

設問

- 一 我等が安全ニコノ日ヲ過シ得ルハ誰ノ御恩ナリト思フカ。
- 二 我々臣民ハ常ニ天皇陛下ニ對シテ如何ナルコトヲ心掛クベキカ。
- 三 忠義ハ富貴ノ人ノミ盡シ得ベキモノト思フカ。
- 四 貧賤ニシテ忠義ノ心厚カリシ人ノ話ヲ知ルカ。
- 五 汝等ノ如キ幼年生ノ忠義ヲ行フトハ如何ナルコトナルヲ知ルカ。

第二二三課 楠正行卿

〔第二課本文〕むかへ後醍醐天皇の御世、足利尊氏むほんをこれこゝ、大軍をひきゐて、みやこへせめのほりいとき、楠正成これをふせがんとて、子正行をよひて、われこのたびのたゝかひに、うちじにせば、尊氏のいきほひ、ますくさかんならん、汝父の志をつぎて、尊氏をうちほろぼし、天皇の御心を安んじたてまつるべしと、をいへば、正行なくく父とわかれたり。これ正行が十一歳の時なりき。

〔第三課本文〕かくて正行は、父のをいへをまもりて、かりそめの遊にも、いくさのまねをなすば、ばらくも忠義の心をう

おはず、その後度々の戦に、つねに尊氏のいくさをやぶりたり。

一とせ尊氏のけらい高師直タカシマナといふもの、あまたの兵をひきおて、せめのほりゝが、正行は、このたひは、うちむれどかくて、天皇におんいとまをまをゝ、つひに河内國四條カハチヨのちたりて、力のかぎり戦ひて、うちむれせり。正行の如きは、忠孝の二ツを全くせる人といふべし。

忠臣は孝子の門にいづ。

本課の大意

本課に於ては第一課尊皇の主意をつぎ、國歩の艱難君上の大事に當りては、身命を顧みずして忠誠をはげむべきことを述べ、且つ幼少よりこの心掛けなかるべからざる

ことを諭す。

説話要領

楠正行卿は父正成卿の死せし時、年甫めて十一なりき。父の遺命を奉じて河内に還り、暫しも討賊の事を忘れず。群兒と戯るゝ際にも竹馬に跨りては敵を追ふさまを爲し、土を撃ちては尊氏の首なりと罵りぬ。

正行河内に還りしに程なく、尊氏の方より父正成の首級を送り越しぬ。正行之を見て胸塞り、直に一室の中に入りて自殺せんとしけるをり、正行の母之を止め、さて懇々と其心得違を諭したり、其訓誡の意大抵左の歌の如し。

やよ正行よ、正行よ、

まさなきことなしたまひぞ。

父がおん身を、かへへは、
わか木のつぎほに、たちばなの、
みのなりいでんためならず。
よゝのく山の春の月、
光はうすき世なりとも、
にゝきのみはた、ひるがへゝ、
わが楠の家の名の、
あらんかぎりは、君がため、
たふれてやめどの、おほせごと、
あだになさむと、たちかへり、
おん身わらはに、つげながら、
うのゝたのねも、かはかぬに、

はやくもそのこと、わすれゝか、
ゝのひがたきを、ゝのひつゝ、
忠と孝とを全うゝ、
君のみこゝろ、やすんぜよ、
父のみたまを、なぐさめよ、
まさなきことなゝたまひぞ、

(琴歌)

延元元年の冬、後醍醐帝花山院を出で、吉野に行幸し給ひし時に
正行、弟正時、和田賢秀等と俱に行宮に赴き、後に東宮の帶刀、檢非違
使左衛門尉となり河内守を兼ねぬ。
いくばくもなく後醍醐帝崩じて、後村上帝位に即き給ふ、正平二年
(今を距ること凡そ五百四十年餘)正行河内の矢尾城を攻む、足利尊

氏の將細川顯氏兵三千を以て河内に來り、金剛山を距ること七里にして陣す。正行將に矢尾城を攻めんとするを聞き、うの金剛山を離るゝを俟ちて、背後よりこれを襲撃せんとを謀り、正行之を知り兵七百を率ゐて道すがら火を所在に縱ち、矢尾に向ふまねゝて、潜に還りて譽田林に伏たり。顯氏煙を望み、直に金剛山の下に赴き、隊を亂して疾く馳せて林をよぎり、正行の軍俄に突出せしかば、顯氏大に敗れ走りて天王寺に至りぬ。やがて顯氏の援軍として山名時氏兵六千を以て來り住吉に屯せしを、正行又大に之を破り、時氏創を被りて顯氏の軍中に逃れしかば、顯氏の軍恐怖すること甚しく、攻めずして亂れ走りぬ。

かゝりしかば、尊氏二十餘州の兵を發し、高師直をして諸將を統べ以て正行を撃たしめぬ。正行弟正時と與に諸宗族を率ゐて行官に

詣り奏しけるは、さきに父正成微力の身を以て強賊を挫き、以て宸襟を安んじ奉りしかど、幾もなく天下復た亂れ、逆徒來り攻め、終に湊川に討死せり。臣時に年十一なり。父の遺言を奉じて河内に還り、これより族黨を糾合し、常に朝敵を滅さんことをのみ思へり。今や師直大舉して來りぬ。實に臣報效の秋なり。臣等彼の首を得るか、彼に臣等の首を授くるか、兩者この一戦に決すべし。願くは天顔を拜して發せんと、言畢りて涙下る。帝懇に宣はく、前日の兩捷大に賊勢を挫く、うの功鮮からずとす。汝が家累世の忠節深く嘉すべし。今や賊復た銳をつくして來る。眞に天下安危の分るゝ所なり。然りと雖も、兵の進退は宜しきに従ふを要す。朕汝を以て爪牙とす。慎て自愛すべし。正行頓首して出で、後醍醐帝の廟を拜し、族黨百四十三人の姓氏を如意輪堂の壁に題し、其末に「かへらむとかねてれもへば

あづさゆみなきかずにいるなをそとむる」と一首の歌をかきうへ、各鬢髪をきりて佛殿に納め、然る後遂に上りぬ。帝中納言藤原隆資を以て之を援けしめ給ふ。

正平四年正月、高師直河内四條畷に至り、兵八萬を分ちて五隊となす。正行は隆資を以て賊の前軍に當らしめ、自ら兵三千を以て直に中軍に逼り、雲霞の如き敵兵を物ともせず、奮撃突戦、向ふ所皆之を破る。既に以て正行の將士を顧みるに、從ふ者二百騎ばかりに過ぎず。而して馬皆重傷を負ひしかば、衆乃ち馬を捨て、壘に據りて心靜に食を畢り、更に氣を勵めて師直の陣を衝き、接戦頗る烈し。時に上山高元といふもの、僞りて師直と稱し討死しけり。其鎧を見れば、連環即ち高氏の家紋あり。さてはまがふかたなき師直よと、正行大に喜びて、首を空中に投げ上げてはうけとり、うけとりてはなげ上に

げたりしが、軍士實を告ぐるものありて、正行その師直に非ざるを知り、大に怒り、首を地に抛ち罵りて曰く、汝は上山高元なるか、汝も亦無双の國賊なり。されど其勇は則ち賞すべしと。自ら袖を斷ち首を裹みて壘上におかれぬ。正行の兵次第に戦死し、今は五十餘騎となりぬ。然れども正行は猶屈する色なく、奮起して復た師直に迫り、相距ること數歩ばかりなるに至りしが、朝より三十餘合の戦につかれはてたる兵なれば、その働き思ふまゝならず。敵陣より放つ矢は雨の如く、正行も亦身に矢を被ること幾本なるを知らず。正行事の爲すべからざるを知り、はるかに吉野の方を拜し、弟正時と交刺して斃れぬ。時に年二十三なりき。餘兵皆自刃したり。明治の初め正行を四條畷に祭りて四條畷神社と稱せり。

教授上の注意

第二課に於ては、専ら正行の幼時にかかる事實を述べ、以て次課忠戦の事に照應せしむべし。正成の遺訓、母の訓誡等、幼童には解し難きこともあるべけれども、大体の事實は充分に了解し得るのみならず、生徒の心に愉快を感じべきものなれば、教授の際、説話の心を用ゐ、聴く者をして知らず識らず感奮せしめんとを要す。

第三課に於ては、正行拜辭して四條畷に向ひ、目覺しき忠死を遂げたる條を要旨となすは固よりなれど、母の訓誡に遵ひて短慮を思ひとまり、父の遺言を守りて力を王室に致し、以て忠孝の道を完うせし所以を充分に會得せしむべし。

格言の解

忠臣は孝子の門にいつ

古語に「忠臣を求むるは必ず孝子の門に於てす」といへり。忠と

孝と、もとより二理なり。親に孝ならぬ程のものいかでか君に忠ならん。君臣の關係父子の如きわが國体に於ては、ことごとこの格言の適切なるを覺ゆ。

設問

- 一 正行ガ幼時遊戲ノ際ニ尊氏ヲ討ツ狀ヲナシ、ハ何故ナリシカ。
- 二 汝等其當時ニアリトセバ、其身ヲ如何ニ處スベキカ。
- 三 忠義トハ如何ナルコトナルカ。
- 四 四條畷神社トハ何人ヲ祭レルモノナルカ。
- 五 正行ノ四條畷ニ戦死セシハ何故ナルカ。
- 六 正行母ノ訓誡ヲ聽カザリシナラバ如何。
- 七 正行父ノ遺訓ヲ守ラザリシナラバ如何。

第四課 孝行

(本文)父母のれんは、山よりも高く、海よりも深く。一生のあひだ、いかに孝行をつくすとも、たゞその萬一にむくゆるにすぎず。されば人の子としては、父母の生ける時、力の及ぶかり孝行すべし。わかきとき孝行ををこたり、父母みまかりてのちくゆども、うのかひなかるべし。

本課の大意

本課に於ては、先づ父母養育の恩の大なるを知らしめ、併せて父母存生の間に、充分の孝養を盡さざれば、他日悔ゆとも及ぶ能はざることを訓ふ。

説話要領

父母は我れを生み我れを育て、又我か爲に限なき苦勞をなし給ふ。其恩の大なること筆にも言葉にも盡すべからず。されば子たるものは、よく其恩をわきまへて、孝養を怠るべからず。孝道は廣くいて一概にいひ盡し難しと雖も、先づ萬事につけて親を大切にすことなり。朝夕の奉養寒暑のいたはりまで、親の身を安んじ親の心を樂しまゝむるを第一とす。親の仰とあれば何事にてもし之に従ひ、決してをむくことあるべからず。親の仰にさからふは不孝のはじめなり。人にして不孝の行あるものは鳥獸にも劣ると知るべし。さればよく父母に事ふべきは勿論なれども、祖父母伯叔父母にも亦よく事へざるべからず。祖父母は父母の親にして、伯叔父母は父母の兄弟姉妹なれば、是等の人々を大切にすることは、畢竟親を大切にすることにひとし。

教授上の注意

幼童に孝道を教ふるは、先づ父母養育の恩を充分に會得せしむること肝要なりとす。されば此條に最も注意して日常ありうちの事實をあげて教授し、或は問答し、充分に服従の徳を養成すべし、且つ父母に事ふる心を以て祖父母伯叔父母に事へしむべし。

設問

- 一 汝等父母ノ我等ヲ育ツルニ當リ、如何ニ苦勞シ給ヒシト思フカ。
- 二 父母召ストキハ如何スベキカ。
- 三 汝等遊戲ノ折、又ハ讀書ノ時ニ、父母召ストキハ如何スルカ。
- 四 祖父母ノ命アルトキ如何スルカ。
- 五 人ノ行ニテ最も大切ナルハ何ナルカ。

六 親ニ孝行ヲ盡サントスルニハ第一ニ心掛クベキハ何ナルカ。

七 親ニ不孝ナルモノハ鳥獸ニ比シテ如何。

例話

孝女やつの事實

孝女あり、名をやつと呼べり。肥後國玉名郡小田郷南方村の貧しき人のむすめなり。父早く死して世渡る便りなければ、母さまふに身を苦しめ、辛うして娘を育て居けるに、五年ばかりありて母又眼を患ひて床にふし、終に盲目に等しくなりぬ。時にやつ女年十三なりき。

然るに其家は外に男子なく、又親しきゆかりの助くるものもなく、母子俱に飢ゑ凍えんとす。やつ女孝心至て深く朝晩母の病をいた

はり、又日毎にいさゝかなる某物或は貝やうの類を賣りて母を養ひたり、其苦心思ひやるべし。

やつ女はやゝ長ずるにたがひて孝心いよく深く出でゝ人に雇はれぬる日も早く事を終へ、又物をうりあるく時も勉めて早く賣りつくし、いまだ日影の傾かざるさきに、必ず家にかへり母を勞はり、母の言ふがまにくよろづ立ち働き、或時は手を引て寺へ詣で、又は近き邊りに伴ひ行きて其心を慰むるなど、親切に母を介抱せしかば、見る人皆其の孝行を感じ、領主之を聞きたまひ、寶曆九年の秋賞して年毎に米三俵づゝを賜はりぬ。時に歳二十三

要項

- 一 やつ女幼年ニシテ孝心深カリシ事。
- 二 やつ女ノ行人々ヲシテ感動セシメシ事。

第五課 長吉の孝行

(本文)長吉は、まづいき人の子なり。八ツのとゝ、父母ともに病にかゝりて、その目のくらゐも、たてかねゝに、長吉は、をさなき身にて、まいにち山に入りて、木をきり、わらびをとり、または、人のために、ものをせれひなどして、わづかのせにをえ、それにて父母をやゝなひたり。かくすること、久しかりしかば、その孝行、世にかくれなく、いつか、おかみにきこえて、ものをたまはりたりといふ。

烏にはんぼの孝あり。

本課の大意

本課に於ては長吉が孝行の事蹟に就きて、親に事へては

我が身を顧みず力のあらん限り盡すべきとを授く。

説話要領

長吉は陸奥國柴田郡足立村の人なり、父を長五郎と云ふ。家甚だ貧しく、長吉四歳の時より人の家に養はれしが、母の病に由りて家に歸れり。幾程もなくして父又病を患へ、腰痛みて起つこと能はず。父母ともに斯く病に臥しければ、家計いたく困難となれり。時に長吉八歳なりしが、山谷の險阻をも苦とせず、日々分け入りて松の樹を伐り、又は枯れ枝などを拾ひ之を賣ひて村田町といふ處に鬻ぎ、其價にて米、麥、野菜の類を買ひ、以て兩親を養へり。

斯くせし中に母の病は癒えしかど、父の病は益劇しく、貧苦は前日に倍する有様なり。時に歳暮に向ひしが、年を迎へん事覺束なると、父の心を痛むるを見て、長吉は我れ山に行き、正月の門松を伐りて

賣らば年を越すことはいと安からんといひ、其言の如くして父の心を慰めたり。

かく長吉は小供ながら骨身を惜まず働きて父を養ひ、毎日深山幽谷に分け入り、獨活トコノエ、薇ノヂなどを取りて市に赴き、之を賣りて家計を助けたり。菅生村龍雲寺の僧いたく長吉の行に感じ、米五升を惠みしに、長吉は獨活と薇とを以て之に報ぜしかば、僧又米二升に豆を添へて長吉に贈りたりといふ。

長吉十歳に至りて、体軀も漸く長じければ、愈々其の業を勉勵して、冬は松板を背負ひて、村田町に一日二回づゝ往還し、夏は紅花を製する家に雇はれ、終日太陽に曝され、寸暇を空しうせずして親を養ふことに盡力せり。其篤行近隣に聞え、人皆之を憐み、長吉が賣るものは高直に買ひ、又その買ふものは低價に賣るに至れり。

長吉の介抱至らざる所なきを以て、父の病も平癒せり。村民皆之に感じて、長五郎が有する所の田畑の租税は、郷人心を協せて之を納め、その他何事も長吉に力を添へ之を助くるもの多かりけるが、其事國主に聞え、寶曆二年、今を距ること百四十年餘、長吉に金若干を賜ひて、其孝義を賞せられたり。時に長吉十一歳なりき。

教授上の注意

長吉が幼心にも他人に依頼せず、自ら働きて父母を養ひたるは、實に類稀なる美談なれば、よく／＼兒童をして諷誦せしむべし、且自力によりて孝養を完うせしは、以て獨立の精神を發揮せしむるに足り、僧侶の恩に報ゆるに族を以てせしは、以て報恩の例話となすに足るべし。

格言の解

鳥にはんぼの孝あり

鳥は羽毛美ならず、鳴く聲亦面白からず、人には愛せられざる鳥なれども、よく反哺の孝をつくすものなり。材藝人に優れたりとも、親に孝行せぬ人は、鳥に劣ることおほし。王陽明訓蒙教約に曰く、莫、驪屋上鳥、鳥有反哺孝。

設問

- 一 長吉ハ如何ナル家ニ生レタルカ。
- 二 長吉ハ如何ナル仕事ヲナシ、カ。
- 三 本課ノ插畫ハ如何ナル所ヲ寫シ、モノナルカ。
- 四 隣近所ノモノハ長吉ノ行ヲ見テ如何セシカ。
- 五 鳥ニ反哺ノ孝アリトハ如何。

例話

若村屋平太郎の事實

阿波國德島藍屋町若村屋清助が長子平太郎はやく母に別れ、幼より父に事へて孝なり。平太郎妹あり、そのと云ふ。是も心さま美しき者にて、共に父をいたはれり。其家貧しきが上に父久しくわづらひ又眼病を患ふ。兄妹なほ幼く、生計の業も覺束なきまゝ、親族時々其困窮を救へり。後にはそれもつかず、詮方なくて家財を賣り拂ひ、遂には着る物もなきばかりに至り、誠に哀れなる様となりき。其内平太郎は大工町某方へ雇はるゝこととなりしが、夜に入り家に歸りて父をなでさすり、起臥を助け、朝は早く起きて父の喰ふべき物を調へおき、薪をとり水を汲み、聊も父の苦勞なき様にして主家へ行き、又使に出づることあれば、父の許へ立ち寄りて其安否を伺ひ、味よき物など人にもらへば、家に持來りて父に進めたり。

斯くては父の看病自由ならずとや思ひけん、平太郎暇を請うて家に歸り、日々煙草の葉取といふものに雇はれ、或は人の使などして纔に其日を過せり。然るに酒肴某物など父の好めるものを調へ歸りて父の病を慰むるなど、心を用ふること至りて深かりしかば、父も其志厚きを喜ぶと一方ならざりき。

扱又隙ある時は、近所の人に水をくみやり、且つ用事をもたして常々世話になり、恩に報いければ、人皆感じて賃錢をとらずれども更に受けず。同じ借家のものいよくあはれみて、清助に食物など贈りて力をそへたりといふ。寛政六年寅八月十三日、官其篤行を賞して白銀五枚を賜ふ。此時平太郎十五歳なりき。

要項

- 一 父ノ看病自由ナラズトテ暇ヲ請ウテ家ニ歸リシ事。

二 常ニ世話ニナリシ人ニ返禮セシ事。

第六課 兄弟仲よくすべし

(本文)兄弟はおなじ父母の子にて、われどひとよく父母の
いつくしみたまふものなり。されば常になかよくして父母
の心をなぐさむべし。

兄弟は年うへなれば、これをうやまふべし。弟妹は年うたな
れば、これをあはれむべし。兄弟仲よきは孝行の一ツなり。

本課の大意

父母は子を見るこそ一視同愛にして、誰彼れの隔てある
ものにあらず。

兄弟たるものよろしく心をあはせ相親睦して、父母に奉

事すべし本課これを訓ふ。

説話要領

兄弟は同じ父母の血を分ちたるものなれば、なほ一の木
の枝の如し。枝葉相繁りて以て根幹を養ひてこそ、木の榮
こもなるなれ。兄弟も互に相親しむ相扶け、以て父母の心
を喜ばしむるは、是れ孝行の一なり。世には兄弟仲わるき
もの少からず。動もすれば兄弟は其弟妹を助けず、弟妹は
兄弟の命に従はず、果ては互に相争ひて他人にも劣るも
のあり。是等は甚だ悪しきことなれば、決して見習ふべか
らず。親子の間を除きて最も親しかるべきは兄弟の間な
り。

教授上の注意

兄弟の争は互に相遜らざるより起るものなれば、兄弟は弟妹の年少くして、時に或はむづかることなどあるときも、どがめずして之を慰め、何事も柔和に教へ導き、また弟妹はよく兄弟の命に従ひて背くべからざることを、日常卑近の事實に就いて開發すること肝要なり。

設問

- 一 父母ニ次ギテ最モ親シカルベキハ何ナルカ。
- 二 弟妹ノムヅカルコトアルトキ、兄弟ハ如何スベキカ。
- 三 兄弟ノ命アルトキハ弟妹ハ如何スベキカ。

第七課 泰時の友愛

(本文)北條泰時は、兄弟をいつくむ心ふかくりり人にて、父

より、ゆづられたる土地は、大てい弟どもに分けあたへて、わが身は、すこしばかりをとりたり。

ある日、泰時は、弟朝時、なんぎにあひたりと聞きて、たゞちに
行きて、すくひに、何事もなかりいかば、ある人いさめて、天
下のまつりことを、なしたまふ身は、いますこしおちつきて、
ものをなしたまへといひに、泰時いふやう、弟のなんぎに
かゝるといふ事は、他人にては、小事ならんが、わが身にとり
ては、これほどの大事なりと、こたへたりといふ。
兄弟は左右の手の如し。

本課の大意

本課の目的は兄弟互に親和合同して、友愛の道を盡すべきを訓ふるに在り。

説話要領

北條泰時は義時の長男なり。義時卒して泰時家を嗣ぎて、弟あまたあり、泰時其采地を分割するに、仲弟の受くる所最も多く已の受くる所は却りて季弟のと相等し、人之を問へば、答へて曰く、我れ先人平昔の意をおもへば、かくせざるべからずと。初め泰時の采地を諸弟に分ち與へんとせしとき、先づ自ら受くべき戸數の多寡を記して之を二位禪尼に示し許を乞ふ。禪尼之を見て愕きて曰く、子嫡長なるに受くる所少弟と異なることなきは何ぞやと。泰時答へて曰く、吾不肖なりと雖も、政事に與ることを得たり、何ぞ采地の多きを望まんや。たゞ弟妹を喜ばしめん事を欲するのみと。禪尼涕出で言ふ所あらず。泰時強ひて其許を得たり。さて諸弟妹を會して之に告ぐるに分割の事を以てし、これ尼君の命なり、各宜しく之を領

すべしといひ、已は初より之を知らざるものと如し。諸弟大に悦びたりといふ。又嘗て評定所に在りし時、寇ありて弟朝時の第を圍めりと聞き、直に馳せて之を救ひたり。還るに及びて平盛綱諫めて曰く、公天下のために自重せらるべし。輕佻難に赴くは宜しき所にあらず。たゞひ朝家の寇賊たりとも、先づ形勢を窺ひ之が方略を受けたまはば、盛綱等命を奉じて事を辨ぜん。將來慎みたまはずば、議を招きたまふべしと。泰時曰く、人の世に居る、親を親しむを大なりとす。人將に我が弟を殺さんとす。坐視して救はざれば、人我を何とか云はん。これ譏を招くの大なるものにあらずや。朝時の寇に圍まるとは、他人にありては小事ならん、われにありてはこれ程の大事なりと。朝時これを聞きて、ますます泰時を敬重せり。

教授上の注意

異母異父の兄弟、又義兄弟等にも實の兄弟の如く、友悌の道を守るべきを併せ訓ふべし。

格言

兄弟は左右の手の如し。

此格言は、後漢書に記せるものにして、兄弟相待ち助くべきの義なり。

兄弟は連枝の如し。後漢書又兄弟は鳥の兩翼の如し等あり併せ訓ふべし。

設問

- 一 兄弟相互ノ道ハ如何。
- 二 兄弟ニシテ所生ノ異ナルモノアルトキハ如何スベキカ。
- 三 北條泰時ノ兄弟ヲ愛セシ話ヲ語レ。

四 兄弟は左右の手の如しトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

重成の悌道を盡しゝ話

相模國に井上重成と云ふものありき。幼年にして父母を喪ひ、兄の許に養育せられ、近傍の小學校に通學せり。然るに兄は不幸にして病にかゝりしに、元より貧家に於て憑む人もなければ、重成自ら炊きて病者の口に協ふやう、食物を調理なぞして能く兄の看護に意を用ひ、醫家に往復して藥を調へ懇に介抱せしに、兄の病少くも怠らず、わが身は粗菜を食ひ、日々學校に通ひ、適ま行厨を具ふる暇なきときは、午飯を食せずして退校の時までも倦みたる色なし。又折々は看病のために昇校の時刻に後れ教師の譴責を受くる事あれども、更に事の由を辨解せず、只管身の過を謝するのみ。此の如きこ

と再三に及びければ、同席の生徒見るに忍びず、代りて其情實を告げたれば、教師始めて其怠りゝにあらざるを知り、大に感賞ゝ之を聞く者皆涕を流さざるはなかりき。既にゝて此事官に聞えゝかは、幼くゝて學業を勉強ゝ、且梯道を守るを嘉せられ、金若干を賜はれり。とぞ。人寸善あれば喋々と自ら陳べて、唯人に知られざるを恐る。重成に至りては然らず。身薪水の勞を取りて病者を看護ゝ、其余暇學業を勉強する等、壯者も難ゝとする處なるに、人に向ひて毫も誇る色なく、師の譴責を受けて辭することなく、實に感嘆するに餘ありといふべし。

要項

- 一 重成ノ學業ヲ勉強セシ有様。
- 二 同席ノ生徒ハ見ルニ忍ビザリシ事。

第八課 朋友の交

〔本文〕朋友に交るには信義を本とし、たがひに善をすくめ、惡をいまいむべし。これ朋友の道なり。朋友のあやまちを知りて、いさめざるは、まことの朋友にあらず。難あればあひたすけ、患あればあひすくふも、また朋友のつとめなり。

本課の大意

前學年に於て、絲のたこひを延て、朋友を擇ぶべきを教へたり。本課に於ては、朋友と交るには、必ず信義を以てし、朋友の難儀を見ては、必ずこれを救ふべきことを訓ふ。聖勅の朋友相信しの意を奉推せるなり。

說話要領

兄弟に次ぎて親しくすべきものは友達なり。世の中に友達ほどたのしみものはなし。されば友に交るには必ず誠を以てし、決していつはりかざる等のことあるべからず。若し又友達に難儀なるときは、我が力の及ばん限之を助くべし。友の難儀を見て救はざるは人の道にあらざるなり。

然れども友を擇ぶは最も慎まざるべからず、よき友に交れば、よきことを見聞く間に、よき人となるものなれど、若し誤りて惡き友と交るときは、己も自ら惡きものとなりて、世間の人に擯斥せられ、生涯身を立つること能はざるべし。慎まざるべけんや。

教授上の注意

本課に於ては、友と交るには信義をもとくし、艱難互に相救ふ云々を主眼とすれども、また擇友の要を知らしむべし。然れども本課を

學ぶ兒童には、友を擇ぶの知識なし。故に先づ良き友とは如何なるものなるかを知らしめざるべからず。親に孝行なるものは良き友なり。人に親切なるものは良き友なり。禮儀正しきものは良き友なり。學問を勉強するものは良き友なり。教師の命を守るものは良き友なり。己の非行をいさむるものは良き友なり。等、兒童の極めて悟り易きものよりして了解せしむるを要す。

設問

- 一 兄弟二次ギテ親シクスベキモノハ誰ナルカ。
- 二 友達ニハ如何ナル人ヲ擇ブベキカ。
- 三 途中ニテ友達ノ難儀ヲ見バ汝等ハ如何スルカ。

(この問は種々實例を擧げて問ふを要す)

第九課 伊藤一元

(本文)伊藤一元は、朋友に、いんせつなり。人なり。その友、南宮大湫、江戸にうつりすまんとせむ時、妻子を一元にあげ、來年にならばむかへどらんとて、出で行きたり。

大湫、江戸に出で、のち、火事にあひて、家財なども、のこるかたなく、失ひしかば、妻子をむかふる事も、かなはずなりぬ。

一元これに、聞きて、うの不幸をあはれみ、わが品物を賣りはらひて、路用をこしらへ、大湫の妻子を江戸に送りたり。

大湫深く一元の信義にかんじ、うの後、金を返さんとせしに一元これをうけず、艱難相救ふは朋の道なり」といひたりとぞ。

本課の大意

本課に於ては艱難に處して朋友相救ふべき意を述ぶ。

説話要領

伊藤一元は冠峯と號す。伊勢の人なり。家世々巨商にして絹紬を賣るを業とす。然れども一元は日夜讀書に耽りて、勢利に淡く、商業の煩を厭ひて之を兄弟に委し、己は名古屋に遊學し、業を元淡淵の門に受く。又醫事を好み、自ら處方を驗す。名古屋に在る事五年、のち諸州に歴遊し、晩年美濃の笠松に隱居せり。

その名古屋に在るや、南宮大湫と友情尤も密なり。元淡淵が東行せし後、其門人の經義を學ぶものは大湫を推し、歌詩を修むるものは一元を師となせり。醫生玄澤と云ふものあり、家資富饒にして頗る學に厚く、一元の才を愛し、妹を以て之に妻はし、益々一元をして其

業を修めしめぬ玄澤の意蓋し其歌詩を以て大湫を壓倒せんとするに在り。一元其意を知り、眼疾ありと稱して講業を休み、其門人を以て大湫に従學せしめ、遂に辭して郷里に歸り、又諸州に漫遊を試みたり。人皆其謙退を稱せり。

その笠松にあるや、笠松の里は名古屋を去ること數里にして、一元大湫の交り益々親し。明和年間大湫名古屋より江戸に移りしとき、其妻子を以て名古屋の族人に托し、約すらく、一年を過ぎば人を以て必ず迎へしめんと。然るに其後大湫火災に遭ひ、盡く資産を喪ひしを以て二年餘を経過せしかど之を迎ふること能はざりき。一元其妻子の意を憐み、己の田宅を典し家財を賣りて、金十五兩をとく。之を大湫が妻子に與へ、且人をして江戸に護送せしめたり。大湫その懇切なるを謝し、その金を返へしに、一元辭して受けざりき。

一元は天質謙退にして常に謂ふ、居は以て膝を容るゝに足り、衣は以て體を覆ふに足り、食は以て腹を滿すに足り、樂は以て憂を忘るゝに足る、豈其餘を願はんやと。天明中、年七十餘にして歿しぬ。

教授上の注意

一身を擧げて人の犠牲に供するが如きもの、世間少いとせずこれ固より尊ぶべきことなれども時ありては亦少く偏倚に過ぐることをなきにあらず、教授の際心して可なり。

格言の解

艱難相救ふは朋の道なり

利益を以て集り、利益なくして去るものは、糖蜜に集る蠅の如し。友の艱難に逢ひて之を助くるものに非ざれば、眞實の友と

はいふべからず。羅馬人シセロの語に「艱難を経て始めて眞友を知る」とあり。この課の格言亦これと同意なり。

設問

- 一 伊藤一元と大湫トノ交誼ヲ略述セヨ。
- 二 一元ノ行ニ就キ最モ感シタルハ如何ナル點ナルカ。
- 三 大湫借リタル金ヲ返シ、トキ一元ハ何ト云ヒシカ。
- 四 艱難相救ふは朋の道なりトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

稻葉迂齋の友誼

稻葉迂齋は十三の幼時より學問することを初め、伴部、安崇、赤井、眞義といふ二人を己が友と交りて、わが知らざる處を問ひ質し、友の知らざる處は教へ、互に惡事をば忠告し、善事をば勧めつゝ大に

利益を得たり。その後迂齋は佐藤直方といふ師に従ひて學問し、名高き大學者となりけり。されど舊友伴部と赤井とをうやまふこと、毫も小兒の時にはならず、此二人の死ぬるまで年頭歳暮の禮をかくことなかりき。常に云ひけるやう吾は此二人の爲に學問成就したりと。實にこそ事の成敗は友の善惡によるものなれ。

要項

- (一) 迂齋ノ友達ト研學スルヲ樂トセシ事。
- (二) 迂齋大學者ト成リシ後モ舊友ヲ禮セシ事。
- (三) 朋友ハ立身ノ基ナル事。

第十課

ひかへめにすること

(本文出るくひはうたゐる。)

といふことばあり。あまりに出すぎたるくひは、かへりて、人にうちひくめらるといふことなり。すべて人を先にし、われを後にすれば、人ににくまるることなり。

本課の大意

本課に於ては、前課の意を擴めて、萬事出すぎぬやうに心がけ、遜讓の徳を完うすべきことを授く。

説話要領

古來人と位を爭ひ、物を爭ひ、事を爭ひ、遂に大害を來し、例、鮮からず、眞に出る枕は打たるゝものにあらずや。戒むべきことなり。

教授上の注意

遜讓の美德なるはいふまでもなければども、此徳を養はんとして、やゝもすれば卑屈の弊に流るゝと少なゝとせず。活潑は固と幼者の

天性なれば教授の際、尤も心せざるべからず。たゞ出すぐるを制する位にて可なり。

格言の解

出るくひはうたる。

古き諺なり。さゝいづる銚さきを折れ、幾度も、おのが心を金槌にうてといふ歌と同意なり。又、富貴にも其身は低き牡丹かななど、併せ思ふべし。

設問

一 他人ノ話ナカバニ、口出シスル人ヲ見バ、汝等如何ニ感ズルカ。

二 汝等學校ニアリテ其上席トナリテ下席ノ人ヲ侮ルモノアラバ、其人ノ行ヲ何ト思フカ。

- 三 僅ニスグレタルヲ人ニ誇ルガ如キモノハ、ヨク大事ヲ成シ得ベシト思フカ。
- 四 出るくひはうたるトハ如何ナル意ナルカ。

第十一課 ことばをつくしむべし

(本文)ことばはれもふ事をかよはするものにて、これほど重寶なるものなり。されども、一言のまちがひより、大なるわざはひをこれすこともあれば、また、ことばほどつくしむべきものなり。すべてことばは、おだやかにして、少きをよとすこと、人にをそゝるは害ありて益なきことなり。舌は禍の根。

本課の大意

言語の慎しむべきを訓ふ。殊に陰言人の非を語る如きは本課の主として戒むるところなり。

説話要領

言語の慎むべきは固より云ふまでもなく、たとひ要事ありとも饒舌なるべからず。一言一句誠意に出では、言少くして人を感じてゐること多きものなり。わけて惡むべきは人のあやまち、或は非行を、用もなきに彼れ是れいひ散すことなり。人を害すること多きのみならず、己も人のにくみをうくるものなり。つくしむべきにこそ。

教授上の注意

多言の弊は多く女兒にあるものなれば、殊に注意を加へざるべからず。然れども多言を戒められたるため、言ふべきことまでも言はぬもの、出で来るやも知れず、言ふべきとは何人の前にても、憚らず

いひ得るとの心掛も必要のとなれば、一方に偏せざる様注意すべし。

格言の解

舌は禍の根

「舌ハ禍福ノ門」老子「禍ハ口ヨリ出ツ」傳玄「禍ハ多言ヨリ大ナルハナシ」文中子皆同意なり。禍の伏する所、舌にありと戒めたるなり。

設問

- 一 人ニ惡マレ人ニ笑ハル、コトハ多クハ何ニ基クカ。
- 二 人ノ衣服ヲ批評シ、好シデ人ノ噂ナドスル人ハ、如何ナル人ト思フカ。
- 三 カ、ル人、汝等ガ友達ノ中ニアラバ、汝等ハ之ヲ如何セント

スルカ。

四 舌は禍の根トハ如何ナル意ナルカ。

第十二課 八郎兵衛のはな

(本文)人と交りて、仲あゝきは、わが心のいたらぬゆゑなりと思ふべし。われより、いんせつにすれば、人もまた、いんせつにするものなり。

八郎兵衛といひゝもの、どなりにすめる庄兵衛と仲わるく、九年のあひだ、ものも、いひあはざりゝが、ある日、れもふやう、庄兵衛との仲わるきはみな、わが心のいたらぬゆゑなるべし。それより、あさゆふ、ゆきあふごとく、ていねいにあいさつせゝかば、庄兵衛もいつか、心とけて、後にはむつまゝき友

となりたり。

禮あれば争なし。

本課の大意

本課に於ては、人に交るには、まづわが身を正しくすべき事を説き、他人われを遇するに、禮を以てせずとも、われは禮を失はぬやうにすべきを教ふ。

説話要領

下總國海上郡十日市場村に八郎兵衛といふ農夫あり、庄兵衛といふ農夫と隙ありて、互に言を交へざりし事、九年に及べり。

或日八郎兵衛思へるには、人として世に交はるに、假令いかなるあしき伸なりとも、身を修めて父母先祖によく事へ、切に己が過を改め、眞心をだに盡さば、和熟して情の通はぬことはあらじ、いでや勤

め試みんとて、これまでは往來も互に行き逢はぬやうに心せしを、今は庄兵衛の來るを見れば、前へ行き聲をかけなどして親しく言ふに、荅をなさず、されど先づ己より心を改むべけれど、思ひ立ちしものなれば、屢々詞をかけたがりしが、庄兵衛は絶えて荅へず。八郎兵衛なほも逢ふごとに詞をかけしに、或日彼の庄兵衛は前なる畑に耕作して居ける時、始めて一言の挨拶しければ、八郎兵衛心うれしく、九年の後始めて物を言ひかはし、それより日々に親しく、庄兵衛も心うちどけて交はれり。

八郎兵衛は固より貧しくなりしかば、家破れて造り改むる時も、庄兵衛より、力に及ぶ丈け入費をかゝ参らせんと、懇にいひ越したり。かく深きなさけの見ゆるまで、兩人の交は親しくなりたりとぞ。

教授上の注意

八郎兵衛が庄兵衛となかあゝきは、己のわるきゆゑなりと悟り、朝夕親切を盡しゝは、本課の主眼なれば、此點は生徒をして最も注意を惹かゝめざるべからず。生徒中には、幼心より瑣細の事に仲あゝくなり、互に口きかぬことなど、まゝあるならひなれば、此等の事實により、充分之を矯正せざるべからず。

格言の解

禮あれば争なし。

論語に「君子無所争、曲禮に「有禮則安、無禮則危」とあり。朱子亦「禮ハ人事ノ義則ナリ」といへり。人其義則を守りて相犯さゞれば、争起るべき筈なり。

設問

- 一 八郎兵衛ト庄兵衛トノ日頃ノ間柄ハ如何ナリシカ。
- 二 或日八郎兵衛ハ如何ニ思ヒシカ。
- 三 其後二人ノ交ハ如何。
- 四 汝等此事ヲ聞カバ如何ニ感ズルカ。
- 五 禮あれば争なゝトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

秀吉村重の交誼

羽柴秀吉荒木村重と友とゝ善し、織田信長讒を信じて村重を殺さんとせしかは、村重怖れて遂に叛きぬ。秀吉其讒に由るを以て、信長に請ひ、往て村重に説き其叛を止めし。かど、村重納るゝ能はざりき。村重の臣河原林越後、秀吉を殺して信長の力を殺がんと請ふ。村重曰く、汝が言は吾が利を計るなり。然れども秀吉我と斷金の交を結

ぶこと久し、今我が家の將に亡ひんとするを憫み、我が害心無きを知る、是を以て來り諫むるなり。夫れ窮鳥懷に入るときは獵夫も亦之を殺すに忍びず。況や朋友の信義を以て來るものをやと。遂に秀吉に酒を飲ましめ、色を和けて欺語し、秀吉の去るに及び、手を携へて之を門外に送り、相與に別を惜みたりといふ。

要項

- 一 秀吉友誼ヲ以テ村重ニ説キシ事。
- 二 村重懇ロニ臣下ニ説キ聽カセシ事。
- 三 村重秀吉ニ面スルヤ厚キ待遇ヲナシ相共ニ別ヲ惜ミシ事。

第十三課 正直

(本文神は正直のかうべにやどる。

といふことあり。正直なる人は、れのづから幸をうべといふところなり。菅原道眞公の歌に、
心だにまことの道にかなひなほいのらずとても神やまもらん。

とあり。おなじきところなり。

本課の大意

人間の最も貴ぶべきは正直なり、正直あるときは神も人も求めずして我身を護るべし、本課これを訓ふ。

説話要領

見る人聞く人なりとて、決して惡事を行ふべからず、惡事千里の謬に漏れず、如何にこれを隠し、れはさんとするも、到底現はれざるはなきものなり。惡事はもとよりいふまでもなく、苟にも不正直の行

あるべからず、不正直にして一度他人の信用を失ふときは、之が爲め我身に種々の不都合を來して、生涯身を立つること能はざるべし。正直のかうべに神やとるとて、平生正直なるは其身に神佛の宿らせ給ふ如く、身体安全にして心常に樂しく、自ら幸福を受くるものなり。菅公の詠歌は即ち此意を諭したるなり。

教授上の注意

金錢を拾ひたる時のみならず、瑣細の品物を拾ひたる時にも、必ず之を其落主に返すべし。若し落主知れざるときは、父母尊長に告げ、又は最寄の派出所に至り巡查にとけ出づべき事、及び凡そ過あらば直に謝罪すべき事等、前學年に授けたるところを復習せしむるを要す。

行、不善なるときは、精神の安からざるに反して、心正しきときは、日

日の爲すこと聞くこと、皆愉快を感じざる事なきこと等、よくく會得せしむべし。

設問

- 一 過テ物ヲ破損シタルトキハ如何スベキカ。
- 二 物ヲ拾ヒタルトキハ如何ニスベキカ。
- 三 汝等善事ヲ爲シ、時ノ心地ハ如何。
- 四 正直ニツキ教ヘシ菅公ノ歌ヲ問フ。

第十四課 用心

(本文)長きつくみも、ありの穴より、くづれはむむることあり。れほかた禍は小さあやまちより、れこるものなれば、わづかのこにても、用心を怠るべからず。

またすべての事、まへかたより、心を用ゐ、つゝむときは、あやまちすくなし。まへかたよりの思案なきときは、事にさゝあたりて、あわてつまづくこと多し。

油斷大敵。

本課の大意

本課に於ては、小事と雖も慎まざれば、後に至りて大なる禍とあるものなることを知らしむるを旨とす。

説話要領

千丈の堤も、蟻の穴より壞るゝといふことあり。かりうめの油斷より、大難を醸すものなることを戒めたるなり。凡そ禍は小なる過より、れこるものにて、若し豫め充分に注意して、小過もなほざりにせず、直に改むる時は、決して大事に至らぬものなり。古より心が

げある武士は、轡の音に目を覺すとて、名將傑士の聞えある人は、極めて用心の深きものなり。慶長元和の年のころ、徳川家康の幕下に、四天王の隨一と呼ばれ、智勇兼備の譽ありし、井伊直孝のことにつき、此に―はらく物語らん。

井伊直孝は一代の元老として、人の尊敬も厚かりしが、其頃永井尙政とて、未だ年少きに、頻りに立身して幕府の要路に上りしが、或時尙政直孝に向ひ、慇懃に會釋して、貴殿には武臣の棟梁として、永く國家の元老たれば、定めし治世の要、さては處身の事などいみじき御心掛の候べし。願はくば、我等後進の心得まで、仰せ聞かせ給はれかしといひければ、直孝さればなり一ツ心當りの事候が、こは大切の事なれば、今茲にて輕々しくは陳べ難し、何時にもあれ齋戒して我もとに参られよとて別れたり。其後尙政禮服に威儀を改めて直

孝の邸に伺候せしに、直孝一ト間に請じ、態々の尊來近頃奇特の至り、さて御傳授申す秘訣は餘の儀にも候はず、下世話によく云ふ油斷大敵と申すことこれなり、よく／＼服膺して忘れ給ふことあるべからずと。其他は何事をも言はざりきとぞ。かばかりのこと、誰かは知らぬものあるべき、知りて行はざるは、世の人の常なり。直孝これを思ひて、輕々／＼は人に授けず、輕々／＼人に授けねば、授かる人も一段心をこめて、教を受くることなり。人に勝れたる人の心掛は、また格別のものといふべけれ。

教授上の注意

油斷を戒むるには、先づ卑近の事實より之を啓發せざるべからず。例へば曇天の日に傘を用意すること、僅の病にても加療を怠らざるべき事等是なり。

幼年生に餘り用心を戒むるときは、畏縮遂に卑屈の根性を生じ、他日悔いあるべし。故に如何に大敵なりとも畏るゝことなく、如何に小敵なりとも悔ふること勿れ云々につき、併せ訓ふるを要す。

又「力むれば貧に勝ち、慎めば禍に勝つ」慎めば害に勝ち、戒むれば災に勝つ等要するに用心せよとて戒むるなり。轉ばぬ前の杖の俗諺朝野明載に曰へる「禍不入慎之門」等参照すべし。

格言

油斷大敵

これ本邦古來の俚諺なり。

設問

- 一 汝等算術ヲ學ブニ易キ問題ノ却リテ誤リ易キハ何故ナルカヲ知ルカ。

二 汝等蟻ノ穴ヨリ堤モ崩ヅル、トイフ意味ヲ知ルカ。

三 僅ノ病ニテモ早ク療治セザルトキハ如何ナル結果ニナルベキカ。

四 油斷大敵トハ如何ナルコトナリヤ。

例話

塚原ト傳の事實

昔塚原ト傳といへる劍術の達人あり。或時其門人と共に道を行きしに、路傍に繋げる馬の、人の來るに驚きて兩足をあげて門人を蹴んとするにあり。門人は巧に身をかはして之を避け少しも怪我せざりし。かば、傍に見居たるもの大に之を譽めたり。然るにト傳は更に感心せざる体なりし。かば、人々怪しみて、ト傳も斯かる場合に出逢ひなば、如何すべきや試みんとて、一同相謀りて、ト傳の通ら

んとする細道に、殊更に馬を繋ぎ置きて、物蔭より竊に窺ひ居たり。程なくト傳其道を通行し、遠く馬を避けて過ぎ往きければ、馬は更に跳ねざりき。後人々其事をト傳に話しけるに、ト傳は、馬はもと跳ぬべきものなれば、始より傍に近づかぬこそよけれといひければ、門人大に己の行をはち師の行爲に感ぜりと云ふ。

ト傳三子をもてり、孰れも劍術を善くせり、ト傳或る日三子の量を試み、劍法の奥義を授けんと思ひ、潜に枕を室の入り口なる帳幕の上に掛け少し觸るれば、容易に墜つる様に爲し、事に托して三子を呼べり、先づ長子を召しけるに、命に應じて到り、豫め視て物あるを察し、枕を取りて戸の側に置きて入り、起ちて故の如くに爲したり、次子を召すに、將に入らんとて、幕に觸れ、枕墜ち來りしを、兩手にて承け、入りて後故の如くなしたり、季子を召すに、俯して入り、

枕の墜ちて頭に觸れんとするを、遽に刀を抽きて斬りしかば、枕未だ地に墜ちずして兩斷せられ、誠に見事なりき。かくして各々入りて坐に就きければ、卜傳家傳なる二振りの刀を長子彦四郎に授けて、汝は我が業を繼ぐに足れりといひ、二子に向ひて汝は修業未だ充分ならず、能く勉めよといひ、三子をば罵りて汝は早く家を去るべし、必ず家名を汚すことあらんといひしとぞ。

要領

- 一 門人ノ巧ニ馬ノ難ヲ免レシ。
- 二 卜傳ガ遠ク馬ヲ離レテ通行セシ。
- 三 卜傳ガ三子ヲ教ヘシ。

第十五課

わが身を省みよ

（本文人の過はよく見ゆれども、わが過は、かへりて知れがたきものなり。さればよく人のいさめをいれ、常に身をかへりみて、その行をつくむべし。）

わが身のすぎたる行をかへりみれば、くゆること多い。いたづらにすぎたる事をくいずして、たゞこの後は、くいなからんやうにつとむべし。

本課の大意

本課の主旨は、凡て何事にも謹慎自省の要を説き、惡を去り善に遷る心かけを授くるを主とす。

説話要領

曾子は、毎日三つの事を以て其身を省みたり、即ち人の爲に謀りて親切ならざるとはなかりしか、朋友に信義を失ひしことはなかり

いか師の教を疎にたることはなかりかとなり。
凡て何事にも謹慎に謹慎を加へて過なからんやうに心掛け、且ち
はく自ら省みて其惡しきを矯め、人の善きを見ては之に倣ひ、人
の惡しきことを見ては自ら戒むべし。俚諺に人のふり見て我ふり
なほせといふことあり。よくく味ふべし。

教授上の注意

幼童をして本課の全旨を充分に會得せしめんは、或は少く難か
らん、本文を誦讀せしめて、諷唱の間に感悟せしむる方然るべし。

設問

- 一 我過ヲ知ラシニハ如何ニスベキヤ。
- 二 人ヤノ後悔スルヲ多キハ何故カ。
- 三 人過アル時ハ如何ニセバヨロシト思フカ。

第十六課 容貌より心

（本文）人はかほかたちの、みにくきをはぢずして、心のみにく
きをはづべし。かほかたち、いかに、みにくくとも、心だにうつ
くくば、よき人といふべし。女はことに、きもの、かみかざり
など、けのみ心をとめて、身の行をかへりみぬもの多し。つゝ
しむべきことなり。

本課の大意

前課に於て既に其身を省むべきとを説きたり。本課は
更に其意を重ねて自省を專とすべきことをいひ、心の美
なるは人間の最も貴ぶべきことにて、容貌の美は第二な
るを説けり。容貌の醜美を氣にすること、女子殊に甚し。故

に本課は主として女子の訓誡を目的とし、次課の瀧鶴臺の妻と連絡せしむ。

説話要領

人は容貌の美なるより心の立派なるを貴ぶものなり、彼の草木の如き美しき花必しも美果を得ず、醜くき花却て良果を結ぶことあり。人もまた此の如く容貌の美醜は決して人の品位を定むるものにあらず、唯心の美醜こそ人の尊卑を分つ標準なれ。歌に移つらふる花の色香をたのまずに心のけしき織りなせよ人。

教授上の注意

女子の最も心を引くは、容貌及び衣服髪飾なれば、此外飾の爲めに朋友の間徒黨を結び互に争ひをねむこと起りて、稍もすれば多年の親友も讐敵と變ずるものあり。

尙甚しきものは衣服裝飾不充分の爲め、大祭日の式場にだに出づるを厭ふものさへあり、深く注意を要す。

設問

一 茲に二人ノ女兒アリ、一人ハ家豊ニシテ衣服髪飾等常ニ美ナレドモ、極メテ不勉強ニテ常ニ級ノ末席ニ在リ。一人ハ貧家ノ兒ナル故、粗服ヲ身ニ纏ヒ居レドモ、行儀正シク學問ヲ勉強シテ常ニ級ノ首席ヲ占ム。汝等二人ノ中、何レノ兒ニ見倣ハント思フカ。

二 汝等容貌ノ美ト心ノ美トイヅレヲカ尊シト思フ。

三 衣服髪飾ノ爲大祭祝日ニ出校ヲ見合スモノアラバ汝等ハ如何思フカ。

第十七課 瀧鶴臺の妻

（本文）瀧鶴臺の妻は、よき心がけの人にて、常にその行を正しくせんとおもひ、赤と白との絲をまるめて、たもとに入れおきたり。

さて、よき心のおこりーときは、白き絲をふやー、あーき心のおこりーときは、赤き絲をふやー、ときく二ツのたまの大きさをくらべて、ますくその行をつくりみたりといふ。
過ちて改めざるこれを過といふ。

本課の大意

本課は前課を受けて瀧鶴臺の妻が容貌醜惡なりしにも拘らず、つねに其心の研磨に力を盡し、ここを述べ、進ん

で改過を教ふるを目的とす。

説話要領

瀧鶴臺は長門國萩藩の人なり。學識徳望俱に世に高し。同藩の某氏に一人の娘あり、顔貌極めて醜し。二十を超ゆれども未だ嫁せず。其父母之を憂へて、如何なる賤の男にても、娶らんと乞ふものあらば與へんと欲せしに、娘は却て鶴臺先生の如き人物を夫とせんと願へり。鶴臺聞きて曰く、此の女必ず能く内を治むるならんと、乃ち乞ひて其娘を娶り、が果して夫に事ふること温順にして、百事宜しきを得たり。ある時物などとり片付けんとして室内を立ち廻りしに、袂の内より赤き絲の一團にたるを落したり。鶴臺之を怪み、こは何ものなるかと問ひしに、婦人慙色ありていふやう、妾天性愚にして事を行ふ毎に悔ゆべきもの多ければ、其過を少くせばやと

思ひ、乃ち赤白二ツの絲團を造り、平常之を兩の袂に藏め置き。若し惡しきことを行ひし時は赤絲を結び、善きことを爲しし時は白絲を結ぶ。斯くすること二三年に至る程に、赤團は益々大にして、白團は更に元の形を改めず、是に於ていたく自ら責めて、更に戒め慎みし程に、今日に至りては赤白二團の大き漸く均しくなれり。これ誠に良人が教の賜なり。たゞ羞かしきは、白團の方赤團より大ならずとて、更に一の白團を袂の中より出して夫に示したりとぞ。

教授上の注意

かゝる事實は學ぶもの、やくもすれば其の本旨を誤りて、外面上のことをもみ摸倣することなるとせず。されば鶴臺の妻の平素の貞順を知悉せしめ、絲團をおといたるは全くあやまりに出でしにて、殊更に夫に知らしめんとにはあらず、彼女は落したるとき慙づる

色あり、やむなく其の次第を物語りしことを、充分了得せしめざるべからず。

格言の解

過ちて改めざるこれを過といふ

「人誰か過なからん、過ちて之を改むる、善これより大なるはなし」(左傳)過を改むるに憚る事勿れ(論語)皆改過の速ならんことを勧むるものなり。本課の格言亦同意なり。

設問

- 一 鶴臺ノ妻ハ如何ナル心掛ノ人ナリシカ。
- 二 鶴臺ノ妻ハ平常夫ニ事フルコト如何ナリシカ。
- 三 鶴臺ノ妻ハ何ノ爲ニ二個ノ絲團ヲ作リシカ。
- 四 汝等人ノ見ザルトコロニテ、過チテ學校ノ硝子窓ヲ破リシ

トキハ如何セント思フカ。

五 過ちて改めざる之を過といふトハ如何ナル意ナリヤ。

第十八課 彦一米を返す

(本文彦一はをさなきとき、父をうゝなひ一人なるが、あるとき、父のかりたる米、いまだ返さずありし事を知り、たちにかゝぬゝをたづねて、これは、なき父のかりし米なれば、返し申すべしといふに、かゝぬゝは、うのおほえなうとて、うけとらず、とかく、いひあらそひて、はてしなかりしかば、このこと、上に聞えて、二人の心のいさぎよきを、ほめられたりといふ。

鷹は死すとも穂をつまず。

本課の大意

本課に於ては、財にのぞんでいやしくもとらずこの意義を事實に就いて授く。

説話要領

彦一は筑前國宗像郡田隈村の農なり。父某、世にありし時、あるものより米を借り受けしに還すべき便りなくて失せぬ。其頃彦一なほ幼くして斯る事ありとも知らざりしが、成長の後これを聞き及びて、久しく捨て置きし事を悔み、貸し主にいひけるは、むかひ父貧に迫りて、貴家の米を借りけるが、遂に還すことなくて失せぬ。知らぬ事とはいひながら、長き年月、斯る事を捨て置きたる罪は謝すべき様なし。今は聊の財も出来ぬれば、父の借り受けし年よりの利足を加へ米と利銀とを還すべしと。

然るに貸主は受取るべき事思ひもよらずとて互に譲りあひいかば、領主筑前守二人とも雙ひなき潔きものなりと稱美して彦一は父の借り受け米に一年の利を加へて還すべし。米主は否まず之を收むべしと沙汰ければ遂に双方言葉なくして事すみぬ。

教授上の注意

彦一の正直は固より稱するに堪へたるも、貸主の覺なると云ひて取らざりし廉潔も亦稱すべきことなれば、兩方併せ取りて廉直の徳を涵養するを要す。

格言の解

鷹は死すとも穂をつまず。

古語に「丈夫一生廉耻爲重」又俗諺に「武士は喰はぬに高楊枝」とあり併せ考ふべし。穂をつまずとは、穂を摘み食はぬをいふ。

設問

- 一 彦一ノ所置ヲ如何ニ考フルカ。
- 二 貸主ガ之ヲ受ケザリシハ何故ゾ。
- 三 鷹は死すとも穂をつまずトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

下婢の廉直

昔陸奥の國の富人、用事ありて京都へ赴かんとて、東海道原驛の或る旅舎に宿りけるが翌朝急ぎ出發せし故携へたる金子五十兩を遺れて出で行きたりやくありて旅舎の婢始めて之を見出し大に驚きしが密に深く藏めて、其再び来るを待ち居たり。富人は其まゝ京に上り、既に事を終へて、歸途再び原驛を過ぎ、前の旅舎に投じければ婢大に喜び囊の金を出して之を返したり。初め富人金を遺れ

一時、途中にて心付きたれども踵を回して之を問ふも無益ならんと斷念し、其まゝ京都に上りたる程の事なれば、心中復之を得んとも期せざりしに、圖らずも婢の金を返すに遇ひ、其喜び言はん方なく、乃ち十兩を分ちて之に報いんとせしに、婢固く辭して、妾若し金を望まんには争で五十兩を返し参らすべきといふ、富人益々其廉潔なる行を感賞し、將に伴ひ歸りて妻と爲さんと望みけるに、婢又肯はずして、妾は鄙しきものなれども父母の許しを受けずして、争でか人の妻となるべきと云へり。是に因りて富人更に人をして其の父母に請ひ、幣を納れ禮を厚くして之を娶りたりと云ふ。かくも卑しき人すらよく廉直の行あり、然るに富貴なるものにてても此下婢に耻づるものなとせず、戒むべきことにこそ。

要領

一 婢五十兩ノ金子ヲ富人ニ返シタル事。

二 富人廉直ノ行ニ感シ婢ヲ娶リテ妻トセシ事。

第十九課 光陰を惜むべし

(本文、一)今日學ばずして、明日ありといふことなかれ。今年學ばずして、明年ありといふことなかれ。光陰は矢の如く、歲月は人を待たず。

(本文、二)こんがうせきも、みがかずば、たまのひかりは、そはざらん。ひどもまなびて、のちにこそ、まことのどくは、あらはるれ。どけいのはりの、たえまなく、めぐるがごとく、ときのまの。ひかげをみて、はげみなば、いかなるわざか、ならざらん。

本課の大意

本課は、朱子の勸學文及び皇后陛下の御歌を擧げて、時間の徒費すべからざることをしへたるなり。諷誦を主とすべし。

説話要項

人やゝともすれば、言を明日ありに託して、事を遷延するものあり。不心得の甚しきものといふべし。夫れ光陰の速なるは白駒の隙を過ぐるにも比すべく、又矢の速なるにもたぐひつべく、一度去りては復歸らぬものなれば、爲すべきことは、思ひつきたる時より直に之に着手して、明日より始めん、明年より着手せんなどいひて、之を遷延することあるべからず。皇后陛下の御歌に示したまへるも即ちこの意にして、金剛石は美光を放つものなれども、磨かざれば其

光を顯さず。人に於けるも亦之と同じく、學ばざれば、才徳の顯ることなく、故に一刻の時間をも妄に費すことなく、孜々として勉勵すべし。斯の如くならんには、如何なる事か成らざるべきと諭したまへるなり。

教授上の注意

本課に於て惜陰といふは、必ずしも學問のみに限らず、何事につきても無益に時間を費すを戒むべし。

金剛石の御歌は、成る可く生徒をして歌はしむことを要す。

設問

- 一 光陰トハ如何ナルモノナリヤ。
- 二 古來大業ヲ成シ、人ハ、何ニヨリシカ。
- 三 油斷大敵トイフコトヲ知レリヤ。

例話一

登蓮法師のこころ

昔登蓮法師といへるものあり、一日數多の人と相會いて、よもやまの話にうつりける時、偶誰にも解し得られぬことを問ひ出でたるものあり。然るに座中の一人云へるやう、其事は某處の某といふもの能く知りつらんと。登蓮法師さらば尋ね参らんとて、直に座を立ちたり。此時雨甚しく降りて歩行も難澁に見えければ人々皆之を止めて、左様に急ぐにも及ぶまじ、雨の止みたる後に行きたまへといひに、法師肯かずして否、歲月の過ぐるは矢の如く速にて人の命は定め難し。雨の晴るを待つべきにあらずとて、直に蓑笠を借り、雨を冒して其人の許に至り、先に解し得られぬことを問ひたりとぞ。

要項

- 一 座中ノ人ノ法師ヲ止メタル譯。
- 一 法師ノ之ヲ聞カザリシ理由。

例話二

林羅山先生

林羅山は有名の大學者なり。博覽強記にして、常に時を愛し、み苟も徒費することなかりき。或る年の暮に、其門人菅得菴と云ふもの、羅山に請願すらく、われ未だ通鑑綱目を讀まざれば、願くは明春より其講義を聽聞せしめよといひければ、羅山、汝誠に講義を聞きたくば、來年を待つべきにあらずとて、其日の除日なるをも意とせず、直に其講義を始めたりといふ。學者よろしく今日學ばずして明日ありといふなかれの一句を心すべきものなり。

要項

- 一 大晦日ハ毎年人々ノ大繁忙ノ日ナル事。
- 二 羅山先生門人ヲ戒メ晦日ヨリ講義ヲ始メシ事。

第二十課 紫式部

(本文)何事を習ふにもをさなきときより、勉強せざれば、生れつきいかに、かゝくとも、名だかき人とは、なりがたからん。學は身を立つる基。

紫式部は、いとけなきころより、學問をのみこのみ、兄のかたはらにありて、讀書を聞き、その後、あまたの書物を讀みて、怠らず勉強せしかば、つひに、すぐれたる學者となり、そのあらはしたる書物は、源氏物語とて、今の世までもつたはりて、う

の其名世に高し。

をりくゝに遊ぶいとまはある人のいとまなうとてふみ讀まぬかな。

本課の大意

本課に於ては、紫式部が幼時より學問を勉めて、遂に大學者となれるを説き、以て修學を奨勵す。

説話要項

紫式部は、式部丞藤原爲時の女なり。(右衛門權佐佐藤宣孝に嫁す)式部幼き時より、其性敏慧にして、人の書を讀むを聞けば、能く諳記して忘ることなし。爲時甚だ之を愛せり。

年長じて和歌を善くし、博く和漢の舊記に涉り、兼ねて朝廷の典故に通ず。此時上東門院(攝政藤原道長)の女、名は彰子、一條天皇の中宮

なり文詞を好み婦人の文才あるものを選びて之を左右に侍せしめ、式部も亦時々召出されぬ。或時式部源氏物語とて巧なる文章を作りしに、一條帝叡覽ありて大に之を賞し給ひけり。式部の人となり温順貞淑にして、自ら長所に矜らず。能く謹直に行をなせり。

教授上の注意

式部の事實は實に婦人の好き龜鑑といふべきものなれども、之を聞くもの、動もすれば、唯だ式部の才學を慕うて、其淑徳を知らざるものあり。遺憾少しとせず。授くるもの心して可なり。

格言の解

學は身を立つる基。

學制緒言に「學問は身を立つる本とあり。學問が立身の基たる」と今更に辯説を要せず。

をりくゝに遊ぶいとまはある人の、いとまなうとてふみ讀まぬかな

本歌は本居宣長大人の詠なり「學ぶに暇なうといふものは暇ありとも學ばざるなり」(通鑑)と同意。

設問

- 一 學は身をたつる基トハ如何ナル義ゾ。
- 二 學藝ニ上達セント思ハハ如何ニスベキカ。
- 三 紫式部ノ幼時ノコトヲ話セ。
- 四 式部ガ時ノ天子様ヨリ褒メラレシヲ聞カバ、汝等ハ如何ニ感ズルカ。

- 五 學問ノ外ニ式部ノ秀デタルコトヲ知レリヤ。
- 六 をりくゝに遊ぶいとまはある人のいとまなうとてふみ讀

まぬかなトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

大江匡房の事實

大江匡房ハ信濃權守成衡の子なり。其才學世に勝れしことは、今の世に至るまで知らざるものなり。長久元年（後朱雀天皇の朝）に生る。幼き時より殊に賢く、四歳の春より書を讀み、八歳にて早くも史記漢書に通じ、十一歳の時は巧に詩を賦せり。

或る日父に従ひ、土御門師房の邸に至りけるに、師房題雪裏見松貞を出して匡房に詩を作らしめしに、匡房直に筆を染めて敢て深く考ふる色もなく書きて示し、かば、師房大に其才學絶群なるに感じ、参内の折その詩を後冷泉天皇の教覽に供し奉りしに、天皇御感斜ならず學問料として若干の祿を下し賜ひけり。關白藤原賴通、平

等院を宇治に建てんとしけるに、此地東南に山河ありて、北を前にしたる處なれば、門をば北に立てざるを得ず。寺門の北に向ふ例ありや否や明ならねば未だ決せざりき。一日匡房賴通師房に従ひて宇治に至り工事を視る。時に賴通又寺門の事を言ひ出で、如何にやと師房に問ふ。師房予は考へざれども此子年少にして能く古事に通じたればとて匡房に問ふ。匡房答へて、漢土にては西明寺、天竺にては那蘭陀寺、我朝にては空也上人の建立に係る六波羅密寺等は何れも皆北向なりと、いと詳にいひければ、賴通いたく其の博識を賞し、遂に平等院の門をば北に開くことに決せり。賴通是より匡房が尋常の器ならざるに眼をつけ、後日必ず高位に昇るべとて、常に嘆賞しけり。

匡房十六の時、秋日閑居の賦を作り、當時の大學者明衡といへる人

に示しけるに、明衡之を見て大にうの巧妙なるを驚嘆しけり。十七にして文章得業生に補せらる。いよく詩文に心を專にせしかば、日を追うて上達せり。明衡此頃の詩を見て既に佳境に至れりと譽めたり。

十九にて對策に及第し、二十一にて從五位下に叙せられ、式部少丞となる。治暦三年(今を距る凡そ八百年)年二十八にて東宮(皇太子のこと)學士に任じ、後三條天皇に春宮(皇太子のこと)に侍す。此時匡房の家甚だ貧しく、官服を造ること能はざりしかば、他人より借り受け日々出仕したりとぞ。後三條天皇、匡房が才學尋常にあらざるを大に悦び、厚く遇ひ給ひしかば、匡房其の恩に感じて日夜左右に侍りて文學を講論せり。

かくて天皇位に即き給ふに及び、即日藏人に補せられ、幾程もなく

左衛門權佐となる。かくて天皇即位の後僅に四年にして崩じ給ひしかば、匡房痛く悲み、聖主既に崩せさせ給ふ上は、誰か復我を用ゐるものあらんとて、跡を山林に晦まし、世を遁れんと思ひ立ちけり。されども人にとめられて其志を果さずして止みぬ。

白河天皇も亦匡房を用ひ程なく正四位下に進み、權左中辨に遷されぬ。又此頃前九年の役、安部頼時の亂了りて、源義時京に歸り宇治の頼通が第に至りて、戦場の物語りしける時、匡房物蔭より之を聞き、通れ好き大將となるべき若者なれども、未だ兵法を知らざるは惜きことなりと獨語せり。義家の從者階下よりほのかに之を聞付けて大に怒り、かくと告げくるに、義家怒る氣色もなく、定めて故あることなるべしとて、匡房の許に至り、遂に弟子となりて學問せり。そののち後三年の亂の時、義家金澤の棚を攻めけるに、一行の

雁飛ひ來りて田面に下らんとて、俄に驚き、行を亂して飛ひ去るを見て、必ず伏兵あるべしとて、四方を取り圍みて攻めけるに、果して三百餘人の兵、草葉の間に隠れ居ければ、悉く之を討取りたり。是は先年匡房に兵法を學びし中の、伏兵野に在れば飛雁、行を亂るといへることあり。此語を思ひ出でしかば、今日勝を得しなりといふ。匡房が學問は、實に詩文のみならず、兵法にも達せしこと、此一事にても知らるゝなり。

匡房寛治二年正三位に叙し、參議に昇り、八年正三位權中納言に任じ、嘉保二年五十六にて從二位に叙せらる。それより二年を経て承徳元年太宰權帥に任じ、筑前に下向して専ら心を政務に留め、善を勸め惡を懲り、百姓を休養せしかば、九州のものの父母の如くに懷きけり。又彼地の安樂寺は、菅原道眞公の菩提所なれば、匡房多くの僧

侶を集めて菅公の靈を祭れり。菅公の薨ぜしより此時まで二百年に近けれども、安樂寺にて祭せしは、匡房を初とするなり。

天永二年大藏卿に任ず。程なく病にかかりて薨ぜり。時に年七十一なり。匡房の著書種々あれど、今に傳はるは江談、江次第、江都督集等なり。江談は匡房が語を門人の筆記せしなり。江次第は年中の恒例臨時の公事、冠婚の式等、洩す所なく書き記ししものにて、實に有用の書なり。

要項

- 一 大江匡房幼年ノ時。
- 二 平等院ノ門ヲ北ニ開クコトニ決セシ事。
- 三 後三條天皇御崩去ノ後匡房ノ決心ノ事。
- 四 匡房源義家ヲ批評セシ事。

第二十一課 川村瑞軒の勤勉

(本文)わかし時苦勞すれば、おいて後、樂多し。川村瑞軒は、わかしころ、甚だ貧しくして、ある時は、ちりための中より、古雪駄を拾ひ、はへたきといふものをこしらへて、これを賣り、僅に、うゑをのさしことあり。又あるときには、人のはきすてたる、さうり、わらちなどをあつめて、水にひたし、つたといふものをつくりて、かべぬりに賣り、わづかの錢をえしことあり。かく、さまざまにほねをりて、わざをはげみ、ゆゑ、つひに、一代のうち、大なるかねもちとなれり。

苦は樂の種。

本課の大意

本課に於ては、川村瑞軒の少時貧困の身なりしが、勤勉刻苦して遂に富裕の身となりし概略を授く。

説話要領

川村瑞軒、初め十右衛門と稱す。江戸の人なり。もと車力を業とせり。少き頃は家貧しく、一時京攝に行きて生計を立てんと旅立せしに、路費乏しくして途中より引戻しけるに、囊裡に一文の錢もなく、路上又は畑等に人の切捨たる瓜、茄子、西瓜の皮などを拾ひて食し、辛うじて命をつなぎ江戸に歸れり。

或る時塵芥場の中にて、雪駄の破れたるもの二三枚を拾ひ、その皮を河水にて洗ひ、三角形に切り細き竹に結ひつけ、蠅拂子といへる物を造り、皮の蠅はたきと連呼して、路上を賣り行きけるに、買ふものありて、日の暮頃に悉く賣りきり、若干の錢を得て露命をつなぎ

たり。

翌日より、往來の人のほき捨たる草鞋或は馬の鞋など拾ひあつめ、川中へ浸し置き、泥を洗ひおどし寸莎（關東にてはスサといひ、西國にてはスサといふ）といへる物に刻み、左官の家にもて行きて賣りけるに、大に繁昌し漸く一個の生計を營み得べき身とは成れり。

明暦三年（今を距る凡そ二百四十年）江戸に大火あるや、十右衛門僅の金を懷に、夜を日に繼ぎて木曾山に到り、多くの材木を購ひ、が果してその價上り、一時に多くの金を得て、是より遂に富家となれり。

それより大小名の家へ出入して、普請など請負けるが、他のものよりは價やすく、美麗に造り立てけるに、都て諸家の造營は、十右衛門ならではならぬやうに云ひはやりけり。此他瑞軒の事跡甚だ

多けれど今は略す。

教授上の注意

瑞軒は眞に勤勉勞苦せしのみならず、其間に種々の工夫をこらしたる故に、富裕の身となりたるなれば、勤勉の必要を説くと同時に、知識の貴ぶべきことをも併せ説くべし。

格言の解

苦は樂の種。

古來の諺なり。よく家業をつとめなば利祿はもとめずして其内にあり（貝原家道訓）勉強は幸福の幸なり（西洋の諺）等併せ授けて可なり。

設問

一 蠅拂子ヲ造リシトキ瑞軒ハ如何ナル身分ナリシカ。

- 二 瑞軒ハ如何ニシテ富人ニナリシカ。
- 三 瑞軒ニツキ聞キタルコトアラバ余ニ告ゲヨ。
- 四 苦は樂のたねトハ如何ナル意ナリヤ。

第二十二課 酒井忠勝の儉約

(本文)人はたふときといやーきとを問はず、儉約をむねとすべし。酒井忠勝といふ大名は、きはめて儉約の人なりき。或時一人のけらいじやうぼこを、こよりのまんなかにてむすひりやうはーを、きりすてーを、忠勝よびとめて、汝は、いんーやうを、もちくづすものなり。かたはーにて、むすひなほ一本にて、二度のやくに、たつべきものをと、をーへたりとぞ。驕るものは、久ーからず。

本課の大意

本課に於ては、酒井忠勝の儉約なりし事實をあげて、たこひ富める身なりとも、無益に物を費すべからざることを述べ。

説話要領

凡そ物は目前に不用なりとも、他日に至り必要の出で來ることあるものなれば、今日不用なりとて猥りに棄つべからず、手數を惜まらず、纏め置かば、後には大なるたすけともなるべし。然るに世人、節儉を爲すものあれば、一概に彼は吝嗇家、守錢奴なりと賤しめ、己れ又快とせざる有様あり、是れ大なる誤なり。夫れ古今聖賢君子皆節儉を守らざるなし。古語に施さんと欲せば先づ節せよといふことあり。酒井忠勝の如きはよく此旨に適へる人といふべし。

教授上の注意

生徒の中には、日用の筆墨紙を粗末にするもの甚だ少からねば、若くかくるものあらば、折々に此事實を想起せしめて、節儉の習慣を養ふを要す。

格言の解

驕るものは久しからず。

「平家物語に、驕るものは久しからず、唯春の夜の夢の如し、猛きもの遂には滅びぬ、偏に風の前の燈火に同じ」といへり、人口に膾炙す。

設問

一 幼少ノ時ニ筆墨紙等ヲ粗末ニスル人ハ、年長シテ如何ナル

人トナルベキカ、

- 二 忠勝ハ如何ナル身分ノ人ナリシカ、
- 三 忠勝ノ近臣ヲ叱リシハ何故ナルカ、
- 四 驕るものは久しからずトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

松下禪尼の事實

松下の禪尼は秋田城介景盛の女にして、北條時氏に嫁し、時頼を生めり、時頼は鎌倉の執權たりし故に、勢ならぶものもなかりしに、或る日禪尼手づから障子の紙の破れを繕ひ居たり、偶々兄の義景來りこれを見て驚き、何故之を人に命ぜずして自ら卑しき業をせらるゝぞ、我が許にこの事に慣れたるものあれば、召し寄せて新に之を張り替へさせんと言ふを、禪尼聞きて我も亦他日は、いかさせん

と思ふなり。然れども凡て何物も少く損じたる時に繕ひ置けば、大壞には至らぬなりといひしかば、義景大に歎服せり。
のち時頼は清廉謹慎を以て、自ら奉ずること淡薄にして、無用の費を省き、一時天下の歡心を得たり。これ多く禪尼が教導の力なり。

要項

- 一 禪尼手ツカテ障子ノ破レヲ繕ヒタル事。
- 二 兄義景禪尼ノ言葉ニ感服セシ事。
- 三 時頼ノ清廉謹慎ノ徳ヲ得タルハ禪尼與テカアリシ事。

第二十三課 争ふは益あく

（本文人と争ふは、益なきことなり。人も、われに無禮を加ふることありとも、いかり争ふべからず。その人、あゝき事と知

りて、爲せるものならば、これと争ふとも、たゞ、わが身をそんなるのみならん。また、知らずして無禮をかへたるものならば、なほさら、いかるべきわけなし。

わが爲せる過は、よくこれをわひて、その罪を謝すべし。他人の爲せる過は、大目にみすぐゝて、あながちに、その罪をせめどふべからず。

堪忍は無事長久の基なり。

本課の大意

本課の目的は主として堪忍大度の性行を養ふにあり。

説話要領

事業を爲すに忍耐の必要なるを知らば、之を推して他人との交際にも堪忍を守らんこと必要なり。若し事に當り勘忍せざるときは、

忿怒の爲め心みだれ、是非善惡の區別をあやまり、遂に義理に背き、耻辱を蒙り、財を失ひ、身を亡く、徒に世の物笑ひとなるべし。故に人と交るには、常に心を弘く持ちて、たとひ人の我れに非禮を加ふることあるも、我はみだりに無禮の振舞をなすべからず。諺に心は海の廣きが如くなすべし。又短氣は損氣といふことありよく思ひ合すべし。

教授上の注意

堪忍は兒童に於て甚だ必要のものなれど、又非常に行ひ難きものなり。

人は大概の場合には忿るべからず、物毎に忿るは量見の淺きを現すものなればなり。然れども緩急自ら忿怒の必要もなきにはあらねば、このところ最も教授者の工夫を要す。

設問

- 一 人ヨリ無禮ヲ受ケタルハ汝等ハ如何スベキヤ。
- 二 堪忍スレバ如何ナル得アルカ。
- 三 汝等無禮ヲ加ヘラレテ堪忍セシアルカ。
- 四 堪忍は無事長久の基なりトハ如何ナル意ゾ。

第二十四課 加藤嘉明のこと

(本文)加藤嘉明^{カトウカサキ}とて、名高き大將ありき。或時一人のけらい、あやまちて嘉明の大切にせる茶碗をこはしくかば、いかなるどがめにもあはんかと、恐るゝそのどがをわびゝに、嘉明これをみて、この茶碗は、ねだん高きものなれども、なくてもすむものなり。かくの如きものあればこそ、けらいのどがも、

いでくるなれ、なきにはいかずとて、のこれる茶碗をうちく
だきて、けらいのつみを、問はざりきといふ。多くの人をめい
つかふものは、とりわけ、このころがけ、あるべきことなり。

本課の大意

本課に於ては、前課訓辭の意義を明ならしめんが爲に、一
實例を示し、併せて目下のものをいたはるべきを教ふ。

説話要領

加藤嘉明は勇剛果決にして、能く士を愛せし人なり。其珍襲する所
の南京茶碗十個ありしが、近侍の士嘗て誤りて其一を碎き、大に恐
れて罪を請ひたり。嘉明敢て愠る色なくして曰く、是れ全く過失に
出でし事なり。復た奈何ともすべからず。たゞ此器十の中一を闕く
が爲に、他日是何某の碎きたるが故に其數足らずといひ、區々た

る器物のために惜むべき士の名を汚すは不祥なりとて、殘餘の茶
碗九個をば盡く碎き棄てたりと云ふ。

教授上の注意

生徒の間には、他人の器具を、誤りて毀つ如きはありうちの事なれ
ば、此等の場合に處する勘辨を教ふべし。

嘉明の所爲に就て評するものあり。珍襲の器物を毀ちたる家臣を
咎めざりしは、さることながら、餘の茶碗まで打ちこはしたるは、事
矯激に似てよろしからずと、これ實際を知らざる盲評のみ。古來諸
侯の家にありて、什寶の爲めに、或は名臣を失ひ、或は一家の騷動と
なれるもの擧げて數ふべからず。器を以て人に渝ふ、非理いふに忍
ひざるにあらずや。嘉明士を愛して器を惜まず、偶々以てこれ等の
弊を矯正するに足れり。殊に嘉明が言に、此器十の中一を闕くが爲

に、他日是何某の碎きたるが故に其數足らずといひ、區々たる器物の爲に惜むべき士の名を汚すは不祥なり云々以て其主旨のあるところを知るべし、以て奇矯の行爲にあらざるを見るべし、唯兒童をしてことさらに器物を毀つものありきわざにあるかの如く感ぜしむるの恐れなしとせず、教ふる人心して可なり。

設問

- 一 堪忍トハ如何ナルコトナルカ。
- 二 他人誤リテ汝等ノ器具ヲ毀チタルトキハ、汝等ハ如何ニスルカ。
- 三 嘉明ガ他ノ茶碗マデ破リシハ何故ナルカ。

第二十五課 八介主恩に報ゆ

(本文)石垣甚兵衛といひ一人のしもべに八介といふものありき。八介が十五歳のころ、石垣の家おどろへて、あまたの召使、いどまをこひて、立ちさりしに、八介のみは、のこりてつかへたり。

かくて八介は、いかにもして主人の身代をたてなほさんと思ひしかば、まうけたるものは、みな主人の用につかひわが身のためには、一錢もたくはへざりき。

かくれば、八介の行を聞きて、かんぜぬものなかりしが中に、も或役人は八介をよひて、うなたの行は、わが子にも見習はせなければ、わが家にきたるべしとて、八介をともなひゆき、さまぐのちをうをなく、かねなど、あまたあたへたりといふ。

百行のうち、恩に報ゆるを大なりとす。

本課の大意

報恩のことたる、實に百善の基にして、忠孝の大道も亦報恩に外ならず。八介は賤者にして而もよくこの道を行へり。況んや修身の道を學びたるものに於てをや。本課即ち八介の事實に就いて報恩の徳を教へんことす。

説話要領

恩を受けては忘るべからず、鳥獸さへ恩を知るものあり、人として恩を知らずして可ならんやとは、汝等已に前學年に於て、屢々學びたる處なり。然るに世には、恩人の困厄に陷るあるを見るも、恰も路傍のものゝ如く、少しも顧みざるものなきにしもあらず。是れ實に歎かばしき至りなり。今此に報恩の美談を語りて、汝等に聞かむ。

べい。

駿府の人石垣甚兵衛といへるものゝ家僕に、八介といふものあり。幼きときより此家に來り事へしが、八介十五歳の時、主家衰へて奴婢皆暇を取りしに、八介は獨り貧困を見て他へ行くに忍びず、且つ二主に事ふる志なるとして、是より晝夜寒暑の厭ひなく、或は山に行きて樵りし、又人に雇はれて、たゞ錢を得るの多きを喜びて、辛勞をいとはず。

或る日伊勢參詣の供に雇はれて、其賃錢と旅費とを併せて金一兩を得て、之を主人に與へ、己は一錢も儲へず、晝は重荷を持つも物を喰はず、夜はひそかに旅舎の主人に乞ひて、價を出さずして旅人の餘飯を喰ひて過し、なと、其の外たゞ主人の歡を得るを樂とし、毫も己の身を省みず。

寶曆五乙亥秋府尹松前氏八介を召し、伴り怒りて其主甚兵衛の罪を數へ、かゝる無賴のものに志を盡すことを責め、將に八介を圀圖に投せんとせしに、八介いへるやう、主人の罪はいかにもあれ、吾に取りては恩重きこと親にも勝れり、今や主人の餘命幾何もなく、主人歿しての後、われの一命惜むに足らず。今われなくんば、誰か其飢渴を救ふべきと、泣き悲みければ、府尹及び諸吏皆聞くに忍びず、涙にむせひぬ。

さて府尹は前の言は汝を試さんためなり。懼るゝことなかれと、厚く之を慰め、遂に上聽に達し、明年正月六日、官其篤行を賞し、錢五十貫文を賜ひ、府尹も亦其至誠に感じ、厚く之を饗したり。

のち或る人、金を以てかの賞與の錢三百文を乞ひ、錦囊に盛りて、家寶となり、永く子孫に傳へて忠誠を勵まさんとせしものあり。他の

家にてても亦之に倣ふ人多かりきと云ふ。

教授上の注意

本課は最も注意を圖畫に惹かゝむべし。圖中粗服にて上席に坐したるは八介にして、美服して下席に着けるは府尹の子なり。八介忠實誠義の行あればこそ、貧賤の身にしてかく貴人の饗應を受くるなれば、能々注意して授くべし。

格書

百行のうち恩にむくゆるを大なりとす。

慎思錄に「君子百行中報恩爲大」とあり。

「三日養はるれば犬馬も其恩を忘れず」亦併せ訓ふべし。

設問の解

一 恩ヲ受ケテハ如何ニスベキカ。

- 二 恩ヲ知ラザルモノアラバ如何。
- 三 石垣ノ家衰ヘタル後、他ノ多クノ奉公人ハ如何セシカ。
- 四 八介ハ己ノ得タル金ヲ如何セシカ。
- 五 八介ガカハル貴人ノ響應ヲ受ケシハ何故ナルカ。
- 六 府尹ニ問ハレシトキ八介ハ何ト答ヘシカ。
- 七 百行のうち恩に報ゆるを大なりとすト其意如何。

例話

茶童子報恩の事

昔福島正則の近臣某、一日罪を正則に得て一室に押込められ、饑ゑに困りみたるをりゝも一人の茶童あり、夜竊に焼き飯を携へ來りて、これに與へたり。某之を見て、吾は罪を犯したる故に此の如き咎めに遭へり、汝今吾に此の焼き飯を持ち來り、他日其事主人に聞

えたらんには、汝が罪は吾よりも重かるべし、且つ又吾は饑ゑを免れたりとて、遂に命の助かるべきにもあらねば、速に歸られよ、と言ひければ、茶童答へて、吾は假令罪せらるゝも悔ゆることなし、吾曩に殺さるべき事ありゝに、君の爲に救はれ、今日まで生き長ふることを得たれば、聊其の恩に報いんとするのみ、我が微意を空しくする事なかれ、とて大に嘆き眞心面に表はれ制すべくも見えざりければ、某大に感喜し、毎夜其飯を受けて之を食し、遂に饑ゑを免るゝを得たり。後數日正則以爲へらく、彼は必ず餓死せしならんと、自ら往きて之を見るに、顔色容貌一も平常と異なることなかりゝかは、竊に食物を贈れるものあらんとて、嚴しく之を求めたり。此時茶童自ら進みて、正則の前に出で、食物を與へゝものは臣なり」といひければ、其語の未だ終らぬには、やくも正則目を瞋らゝて、聲を勵ま

「何故に斯の如き事を爲しとや」と詰り、刀を執りて將に之を斬らんとせしに、茶童少しも慄るゝ色なく、徐かにいひけるは、「臣曩に罪ありて殺さるべかりしを、彼の救解に由りて、僅に免るゝとを得たり、因りて其恩の萬一に報いんことを思ひ、密に毎夜忍び往きて食物を與へたり、請ふ臣が罪を糾し、彼を宥し給へど、正則その情の厚きに感じ、直に二人の罪を赦したりといふ。世には恩に報ゆるに仇を以てする者な」とせず、此輩をして此茶童に接せしめば、愧死すべきなり。

要項

- 一 茶童身ヲ擲チテ恩人ニ食物ヲ與ヘシヲ。
- 二 茶童已ヲ罪シ罪人ヲ宥シ給ヘト請ヒシヲ。
- 三 正則遂ニ茶童ノ義氣ニ感シ二人ヲ許シタルヲ。

第二十六課

おもひやりの心

（本文人には、おもひやりの心なかるべからず。わが身に好ましと思ふことは、人もよろこび、わが身にうれしからぬことは人もよろこばぬものなれば、わが身をもとくして、人の身をおもはかるべし。さすれば、おほかた、道にはづるゝことなし。むかしの人の言に、
己の欲せざる所、人に施すことなかれ。といひしは、このことなり。

本課の大意

本課に於ては、忠恕の意義を解釋して以て、たのれの欲せざるところ人に施すとふかれの格言を訓ふ。

説話要項

我身をつねりて人のいたさを知れとて人には思ひやりの心なかるべからず、思ひやりの心とは、我意我慢を張らず、かくせば人はこのむならん、こは人のいとふならん、よく我身にひきくらべて、人の好むところはこれを施し、人の好まざるところはこれをなさず、病苦の人に對してはこれをいたはり、貧苦の人に對してはこれを慰むる等、我身をもとくして人の身をれはかり、その心を人に及ぼすをいふなり。勢家に詣ひ權門に談ふ所謂鬚の塵を拂ふとは、宵壤の差別あり。ゆめ思ひあやまることなかれ。

古の賢聖の「己れの欲せざるところ人に施すことながれ」といひは即ち思ひやりの心なかるべからざることを教へたるなり。

教授上の注意

兒童の多くは、いたづらを好むものにて、人の欲せざるところを、好んで人に施すがときは、日常ありうちのことで、すかゝる事を仕出さぬやう、本課の意を推して懇に説聞かすべし。

格言の解

己の欲せざる所、人に施すことなかれ。

此格言は論語より採りたるものなり。

設問

- 一 汝等若シ己ノ好マヌコトヲ、人ヨリ強ヒラレタルトキハ、如何ニ感ズルカ。
- 二 人ノ好マザルコトヲ、人ニ強フルハ如何ナルコト、思フカ。
- 三 己の欲せざるところ、人に施すこと勿れトハ如何ナル意ナリヤ。

第二十七課

つゝき

(本文)とり、むゝなど、よわきものを苦めて、たのゝみとするは、おもひやりの心なき人なり。もゝ、われより、幾十倍も力ある人、わが手足をゝばり、われを、うちたゝきなどせば、その苦は、いかばかりぞ。これを思はゝ、決してよわきものを苦むべからず。

本課の大意

前課につゞき、思ひやりの心に就て、實例をあげて之を訓ふ。

説話要領

幼き時は、とりむゝなど弱きものを苦ゝめてたのゝむことあり、こ

れ甚だ惡ゝき事なり。凡て無益の殺生は思ひやりの心ある人のなすわざならず、且つ此心増長するときは、大なる惡事をも働くに至るものなり。よく我身に比べても思ひ見よ、今汝等遊歩場に於て、親ゝき友達と樂ゝく遊び居るところへ、猛けゝゝき荒くれ男ありて、汝等を捕へ弄ぶことあらんには、その苦ゝみいかばかりぞや、鳥蟲の汝等に捕へられゝ時の苦ゝみも、亦これに同じからん、これを思はゝ、よわきものをば、助けこそすれ、苦ゝむる等のことをなすべからざるなり。汝等は前學年に學べる、眞田幸弘のことを記憶ゝ居るならん。

教授上の注意

本學年の生徒の年齢といひ、遊戲の上よりいふも、蟲をあさり鳥の巢を索むる等最も好むわざなれば、實際に就て充分これを矯正せ

さるべからず。

設問

- 一 汝等花園ニ花ヲ見テ樂シム際他人ノ之ヲ妨グルモノアラバ心中如何ニ感ズルカ。
- 二 汝等ヨリ幾十倍モ力強キ人汝等ヲ捕ヘテ一室ニ閉シ込メラレタランニハ汝等ハ如何ナルベキカ。
- 三 今惡シキ子供アリテ蟲ヲ捕ヘテ羽ヲ絶チ足ヲ折り絲ニテ括クルヲ見バ汝等如何ニ思フカ。
- 四 無益ノ殺生ヲ好ム心漸々増長セバ後如何ナル人トナルベキカ。

第二十八課 星野彌兵衛

(本文或年きくんにて、うゑにせまり人々、金もちの家におゝいりなどせし事あり。そのころ、彌兵衛とて、年十三の小供あり。父ととも、人々をさとして、わがあるかぎりの米をば、のこらず施しあたりといふ。

なほ、その後にも親子にて、人をたすけしことたびあり、そのあたりの人々、彌兵衛の名を知らぬものなかりきといふ。

用を節して人を愛し、施して報をもとめず。

本課の大意

彌兵衛が幼少の身を以て博愛の志ありしを述ぶ。

説話要領

星野彌兵衛は上野國水沼村の農民なり。富める家に生れて吝嗇の

行なく、天性篤實なり。其祖父耕平及び父七郎右衛門より、相繼ぎて慈善を主とし、貧民を恤めり。天保(今を距る凡う五六十年)丙申の歲國內凶作にして、餓莩野に充ち、老少共に生活するに道なし。是に於て穀商及び富豪の家を毀ち、米麥を掠め奪はんことを謀り、處々に集りて暴動將に發せんとす。

此時七郎右衛門は彌兵衛を従へ、村中を奔走して懇に説き諭し、己が貯へ置ける金穀を散じて之を救ひたり。此時彌兵衛僅に十三歳なり。小童の身にして自ら金穀を携へ、戸々に分賦するを見て、皆其篤き心に感じ、改心して事を挙げざりきとぞ。

彌兵衛成長するに従つて、人の患難を解き危急を救ひ、事舉て數ふべからず。其後、凶歲にて物價大に騰貴し、小民飢餓に迫るもの甚だ多し。彌兵衛乃ち多年蓄ふる所の粃穀を散じて之を救ひ、貧民爲

めに餓死を免れたり。

維新以來、彌兵衛人に先ちて早く朝旨を奉じ説諭して頑固の陋俗を改めしめ、且つ其國養蠶に適せるを以て大に製絲の器械を設け、人々をして産業に就かしめ、隣郷に至るまでその恩澤を蒙むるに至れり。

彌兵衛教育の大切なるを知り、自ら金千百圓を献じて四方有志の徒を募り、遂に二千餘圓の金額を集め、以て小學校を建立せり。其平生の行爲皆公益を圖るに在りて、私慾を交へざりければ、朝廷特に時計を賜ひて之を賞したり。

教授上の注意

富める家に生れたる人は、彌兵衛の如く貧民を救ひ、世間の平穩を圖るべし。よゝ貧賤の人なりとも博愛の心を失ふべからず。博愛と

は金穀を以てのみすべきものにあらす。たゞ此心あれば途上の妨害物を取り除く事も博愛なり。盲者は勿論途に迷ふ人あらば、是に途を教ふるも博愛なり。能く此意義を懇諭すべし。

格言の解

用を節して人を愛し、施して報を求めず。

上半は論語に「節用而愛人」とあるをとり、下半は茶根談に「施恩務施不報之人」とあるにとる。又「世間第一の好事は難を救ひ貧を憐むに若くはな」を併せ訓ふべし。

設問

- 一 途上ニ大石アリ、車馬之ニ觸ル、時ハ忽チ顛覆スベキヲ知ラバ、如何ニスルカ。
- 二 旅人ノ路ヲ尋ヌルモノアラバ如何スベキヤ。

三 盲目ノ人途ニ迷フヲ見バ如何。

四 汝等成長ノ後富貴ノ人トナラバ如何セント思フカ。

五 彌兵衛ノ行ニツキ大略ヲ話セ。

六 彌兵衛ハ學校ノ爲ニ如何ニ盡シ、カ。

七 用を節して人を愛し、施して報を求めずトハ如何ナル意ナリヤ。

第二十九課 公益を圖るべし

（本文）この世は、人々たがひに助けあひて、たちゆくものなり。されば人は、うれ／＼の仕事をつとめて、わが身をたて、わが家をおこすのみならず、多くの人のためになるやうに心がくべきなり。

本課の大意

わがこの世に生活する、已に世人の助にふるもの多し、故にわれ亦ひろく世人の利益を思はざるべからず。本課これを訓ふ。

説話要領

凡そこの世の中は、人々互に相助け合ひて、始めて立ちゆくものなり、即ち世は相持ちの世の中にして、己れ一人にて立ち行かんことは、到底なす能はざることなり。

米穀を作る農家あれば、家を建つる大工あり、衣を織る工女、器物を造る職工、有無を通ずる商人等ありて、我等は不自由なく生活を遂ぐるを得るなり、されば人各々其職業を勵み、世の爲め人の爲めともなることを心掛くべし。身を富まし家を興すは第一のことなが

ら、公益を計る心なきものは、社會に無用の人にして、且つ聖勅の罪人なり。

教授上の注意

公益の事たる、人の貧富と境遇とによりて、一樣に盡し得べきにあらず。只其身分に應じて及ぶ限り盡すべし。然れども單に名譽を希ふ意に出づるものは、これ即ち偽善にして名譽の奴隸に過ぎざれば戒めざるべからず。

設問

- 一 人ノ此世ニアルヤ、如何ナルコトヲナスベキカ。
- 二 公益ノ事業トハ如何ナルコトヲ云フカ。
- 三 汝等ハ公益ヲナシタル人ノコトヲ知ルカ。

第卅卅一課 名取彦兵衛の事

（第三十課本文）蠶をかひて、絲をとる事は、ふるくより行はれ
ゝが、よき絲取器械なかりゝゆゑ、絲のたちよろゝからずと
て、外國へは、賣るゝこと少かりき。

甲斐の國に名取彦兵衛といひゝ人あり。これをなげきて、よ
き器械を造らんとて、ながき年月の間、ほねをりて、工夫した
れども、よき器械できずゝて、彦兵衛の家は、いだいゝに貧
しくなれり。

（第三十一課本文）されども彦兵衛は、すこゝも志をかへず、器
械を造りて、國益をまさんとのみ、一すぢに思ひこみて、つひ
に一の器械をつくりいだせり。

ろの器械にて取りたる絲、ひやうはんよく、外國へ賣れゆく
事となりて、大に國益をまゝたり。彦兵衛の如きは、國のため
に一身をかへりみざりゝ人といふべし。

本課の大意

本課に於ては前課の實例として、公益を圖る志なかるべ
からざるを述べ、兼て忍耐不撓の氣力を養ふを旨とす。

說話要領

名取彦兵衛は甲斐國甲府山田町の人なり。ある時謂らく、我が國蠶
絲を製するに、巨多の人力を費ゝながら、粗惡の品のみ多く、之が爲
に國産の聲價を墜ゝ、損失を招くは歎すべきの至なりと、爾來製絲
の一途に心を勞ゝ、器械の構造に思を凝ゝ、始めて一の器械を發明
せゝかども、之を試験するに未だ十分なる結果を得ざりゝかは彌

く工夫を運らゝ、數回之を改造すと雖も、尙ほ意に適ふに至らず、之が爲に産破れ家傾かんとするを、近隣の人笑はざるものなく、其家族も亦之を憂へ、屢中止せんことを勸むるも、彦兵衛少しも用ゐる色なきを以て、親戚は絶交し、手代は暇を乞ふに至れり。

明治四年遂に蒸氣を以て製絲を乾すことを工夫し、是より製絲大に精良にして其の價も亦進めり。同五年に至り、更に工夫を器械に加へ試むるに、絲質倍々精良に至り、之を横濱に送り、外國人賞美して價前日に倍せり。又明治六年に至り、煮絲を清水にて洗ひ、光澤をます工夫をなしたりといふ。

教授上の注意

公益を圖らん爲には、少からざる苦心を要することを知らしむべし。彦兵衛が一旦思ひ立ちしことは、人の笑ふをも顧みず、一心に己

の志を固持し、遂に其國益たる大發明のありしは、最も稱賛すべきところなり。

設問

- 一 彦兵衛が器械ヲ發明セントテ苦心セシハ何ノ爲ナルカ。
- 二 彦兵衛若シ人ノ笑ヲ耻ヂテ、其業ヲ中止シタランニハ如何。
- 三 彦兵衛ノ發明セシ器械ハ、世ニ如何ナル利益ヲ與ヘシカ。

例話

角倉與市の事

角倉與市は其本姓を吉田といひ、其名を了以といふ。京都の人なり。與市、徳川幕府の初年に生れ、地理を案し、水利を考へ、河流を疏通して舟楫を通し、以て一世を益し、其澤を後世に垂れたるもの舉げて數ふべからず。其芳名今に至りて噴々たり。

與市天性工役を好ましが、慶長九年美作に遊び、和計河に、船の通
ざるを見て以爲らく、百川皆舐船を通ずべしと。乃ち嵯峨に歸り、大
堰川を廻りて丹波の保津に至り、行く行く其水路を見るに、水急に
して岩石多く、直に船を通ずべからずと雖も、之を浚渫せば尙ほ能
く船を行るべし。因て之を浚渫せんことを幕府に請ふ。幕府直に之
を許して曰く、古來未だ曾て舟楫の通ぜざる河流に之を通ずるこ
とを得ば、是れ丹波山城兩國の幸なり。宜しく速に之を成すべしと。
是に於て與市大に喜び、慶長十一年三月初めて大堰川の浚渫工事
を起し、河中に蟠踞せる大石は、輾轉索を以て之を牽き、其水中に在
るものは、一大鉄棒を造りて之を碎き、巨石の面を水上に現すもの
は、烈火を以て之を破碎し、河の廣くして浅き所は、河幅を減して其
水を深くし、若し瀑布をなす所あれば、其上を鑿ちて下流と平準な

らしめ、八月に至りて其功を終れり。是に至りて船舶始めて大堰川
に通じ、丹波の世喜邑より嵯峨に至るまで運輸の便を極め、民其利
を受くるに至れり。

其後與市また幕府の命を奉じて富士川、鴨河等を浚渫して船舶を
通ぜしめ、又池溝を開きて灌漑に便し、民利を興したること擧げて
數ふべからず。民今に至りて其恩澤を蒙るもの甚だ多しといふ。
慶長十九年七月十二日歿す、年六十一。

要領

- 一 角倉與一ノ大堰川工事ノコト。
- 三 富士川、鴨川等ニ運輸ノ便ヲ圖リシコト。

第三十二課 心をつよくもつべし

（本文）心つよき人は事にあたりてひるまず、いかなるさまた
げありとも、中途にてうの志をくじくことな。勤勉も忍耐
も、みなつよき心より出づるものなり。およそこの世にある
間は、もとより、あまたの難儀にあふ事と覺悟して、心をつよ
くもつべし。

何のその巖もどほす桑の弓。

本課の大意

前數課に説き來れる勤勉忍耐等皆剛毅の心より發する
ことを述べこの心最も義勇に必要なれば、直に次課の義
勇に接續す。

説話要領

およそこの世の中にありて事をなさんとするもの誰かは困難に

あはざるべき、唯心つよき人は、事に當りて屈せず撓まず、如何に妨
碍故障ありとも、一旦志したることは、決して挫ぐることなく、勤勉
も忍耐も皆剛毅の心より出づるものなり。されば人事を成さんと
思は、艱難辛苦は常のこと、心掛け、一難を経るごとに一倍來
るの剛毅の心を以てせざるべからず。何のうの巖をもどほす桑の
弓、心をこめて射るときは、岩をも貫くこと難しとせず、丈夫何事か
成し難からん、唯心掛の如何にあるのみ。

教授上の注意

生徒の中には、やゝもすれば漫に勇氣にほこり、故らに勇氣を装ふ
ものあり。是等は害ありて益なきことなれば、よく注意せざる
べからず。

格言

何のその巖もこほす桑の弓。

赤穂義士大高源吾の俳句なり。一心をこめて射たる矢は、岩を貫くべーといふ意なり。桑の弓は桑木にて作れる弓を云ふなり。

設問

- 一 眞ニ心ツヨキ人トハ如何ナル人ライフカ。
- 二 凡ソ此世ニアリテ事ヲナサシニハ、往々不慮ノ難儀ノ出デ來ルモノナリ、之ヲ凌ギテ事ニ當ランニハ、如何ナル心掛ヲ要スルカ。
- 三 何のその巖もこほす桑の弓トハ如何ナル意ナリヤ。

第三十三課 義勇

(本文)人には勇氣なかるべからず、勇氣なくては何事もなげぬものなり。されども勇氣を出すべきところと、出すべからざるところとをわきまふべし。いちづに思ひたちて理も非もかまはぬは、まことの勇にはあらず。よく前後を考へ理非をわきまへて、のち、義のためにすゝむを、まことの勇氣とす。これ即ち義勇なり。

本課の大意

本課に於て血氣の勇と義勇との別を説き前者を避けて後者を心掛くべきを教ふ

説話要領

眞の勇者とは義を見ては直に之に赴き、一命をも惜まざるものなれども妄に人と争はず、妄に危険の事に近づかずして、常に其身を

護り名譽を全ふせんことを心掛くるものなり、堪忍し得べき事にも腕を扼し目を瞑らして争ふものゝ如きは其表面こそ強きに似たれ、中心は却りて臆病なるもの多し。自ら求めて身に禍し父母兄弟を累はして後悔するが如きは眞の勇者のなさざる所なり。

教授上の注意

義勇にかゝる事實は、生徒の喜んで聞く處なれば、教授の際に於て、成るべく事實を引き、以て祖先の美風を發揚し、義勇の精神を起さしめ、教育勅語の義勇公ニ奉シ云々に説き及ぼし、併せて体育の必要を知らしむるを要す。

設問

- 一 義勇アル人トハ如何ナルモノヲ云フカ。
- 二 我等ノ祖先中ニテ義勇ナリシ人ヲ知ルカ。

三 血氣ノ勇トハ如何。

四 汝等ハ血氣ノ勇ヲナシ、人ヲ見シ事アリヤ。

五 我國ニ寇スルモノアラバ汝等ハ如何ノ覺悟アリヤ。

六 何故身体ノ壯健ヲ要スベキカ。

第三十四、五課 谷村計介の事

(第三十四課本文明治十年のいくさに、賊軍熊本城をかこむこと、きびかりに、谷少將城内のありさまを、總督の本營に知らせんとて、その使を、谷村計介といふ兵卒にいひつけたり。

計介見苦しき着物をきて、夜にまぎれて城を出で、がまもなく賊にとらへられて、いろ／＼とせめ問はれ、たゞ知

らずとのみ答へーかは賊はあらなはもて、いぼりおきたり。計介夜中になりて、番兵のねーづまりーをうかゝひ、なはをきりてのがれ出で、ひるまは山にかくれ、よるのみあるきーが、不幸にも、再び賊の手にとらへられたり。

〔第三十五課本文〕計介このたびは、わざとなきかなーみーを、賊のものども、いやーきものならんと思ひ、人足としてつかひたり。計介また、そのひまをうかゝひ、こゝをものがれいで、つひに總督の本營にいたりて、城内のありさまを知らせたり。

そののち田原坂のいくさに、計介は、はなぐーく戦ひて、うちむにせしかは、あたら武士を殺したりとて、惜まぬものなかりき。

いくさをはりてのち人々碑を靖國神社の境内にたて、その魂をなぐさめたり。計介の如きは、まことに軍人のかゝみといふべし。

本課の大意

本課に於ては、谷村計介が一兵卒を以て義勇其身を致せるとをのぶ。

説話要領

谷村計介は、日向諸縣郡倉岡の士族なり。父を坂元利右衛門と曰ひ、計介は其第二子なり。が、出で、谷村平兵衛の家を嗣ぎたり。明治五年熊本鎮臺徴して歩卒と爲す。七年二月佐賀の人亂を作す。熊本鎮臺歩兵一大隊を發し、分ちて二と爲し、水陸并びに進みしとき、計介軍に従ひ、屢々奮戦し、膽勇を以て人に稱せられたり。同年六月陸

軍伍長に任ず。八月第十一大隊に屬し臺灣の役に従ふ。九年神風黨の熊本鎮臺を襲ひるとき、計介死を犯して各地の動靜を窺ひ、功を立てたり。十年薩人反し、大舉して熊本城を圍む。内外阻絶して聲間通ぜず。城將谷干城、防守の方略を征討の本營に報ぜんと欲し、使者となるべき人を得るに苦む。時に計介十三聯隊に屬し城中に在り。聯隊長心得、少佐川上操六、衆と議して計介を挙げ、密にその意を諭し、計介は一の下士なり。豈よくこの重大なる使命を辨せんやと、固辭して聽かざりしを、説き勸むると再三に及び、計介始めて之に應じて曰く、既に命を聽く、事必ず成るを保す、但し復命の日は期し難きのみと。乃ち教令を干城に受け、退て煙煤を取りて全身に塗り、一再摩し去り、黒質自然の如し。躬に鶉衣を着し、笑つて曰く、以て賊輩を欺くべしと。夜に乗じて城を出て、將に南關に赴かんとし

て賊の縛する所と爲る。百方解謝すれども聽されず。因りて守卒の眠るを伺ひ、爪を以て繩を斷ちて逃れ、潜に吉次の山中に行きしに、再び捕に就きたり。計介乃ち佯りて懦夫の狀を爲し、股栗して涙を垂れしかは、賊之を憫み、縛を解きて擔夫と爲す。間を得て復た逃れ遂に第一旅團に達したり。時に二月二十八日なり。

その縛に就きしとき、甚しく拷掠を被り、官軍に達する比には、復た舊容なかりしかば、哨兵賊の間諜と疑ひ、之を縛じて本營に送り、團長少將野津鎮雄の許に致しぬ。計介鎮雄を見て歎歎言ふこと能はず。蓋し苦楚を脱し、使命を終り、喜び極まつて自ら禁ずること能はざるなり。既に徐に使命を全うしたるを述べ、且つ戰狀を説く、悲壯慷慨聽くもの皆感歎せり。少將厚く之を遇し、營に在りて休息せしむ。

三月四日官軍田原坂を攻む。計介戦隊に列せんと請ふ。慰諭して許さず。固く請うて已まざるにより、乃ち命ずるに傳令の事を以てす。適ま官軍利あらず。計介怒氣勃々自ら抑ふる能はず。蹶起して他人の銃を奪ひ、單身叱咤突きて賊の壘に入り、銃弾に中つて斃れぬ。年二十有五なり。肥後玉名郡木葉町宇蘇浦に葬る。舉臺其死を嘆惜したり。

計介人と爲り忠實寡言、上官に事ふる恭敬にして、同僚に對しても未だ曾て禮を失はず。然れども初は眼に一丁字なく、人之を奇とせざりしが、のち發憤して書を讀み字を習ひ、復た吳下の阿蒙にあらざるに至れり。嗚呼計介、僅に一下士の身を以て堅忍撓まず、竟に使命を全うし、又奮戦して命を捐つ。勇氣凜々人をして感動せしむ。之を軍人の龜鑑と謂ふも溢美に非ざるなり。

西南の役終りて後、軍人同志相謀り、計介の碑を靖國神社の境内に建て以て不朽に傳ふ。將校より兵卒まで皆欣然貲を捐て之を助く。朝廷又其忠烈を賞し、金若干圓を賜ふ。計介の功是に於てか世に炳然たり。一下士にして而して此恩寵を蒙むる、其榮たる以て加ふるなり。嗚呼盛なるかな。

教授上の注意

兵士となるは國民の義務なれば、苟も生れて男子たるものは、進んで徴兵に應ずる心掛なかるべからず。而して一旦兵士となりたる上は、よく軍律に服従して、國家の爲には生命を顧みざるべし。谷村計介の事實は實に此要旨を示せり。且計介の義勇は云ふまでもなく、其上官に遵從せしこと、同僚に禮儀を失はざりしこととは、以て其人品を知るに足れば、教授の際必ず漏すことあるべからず。

格言の解

命は義に由りて輕し。

孟子に「舍生而取義者也」とあると同意義のためには一命惜むべきに非ず。

設問

- 一 谷村、計介ハ何國ノ人ナルカ。
- 二 計介ノ人ト爲リハ如何。
- 三 計介ハ何ノ爲ニ熊本城ヲ忍ビ出デシカ。
- 四 計介ガ捕ハレテ泣キ悲ミシハ何ノ爲ナルカ。
- 五 官軍ノ使者ニシテ官軍ニ捕ハレシハ何故ナリシカ。
- 六 計介ハ終ニ谷少將ノ使命ヲ如何セシカ、使命ヲ全ウセシキ計介ノ心中如何。

七 汝等計介ノ碑ヲ東京靖國神社内ニ建テラレタルヲ聞カバ如何ニ感ズルカ。

八 汝等他日軍人トナリシキノ心掛ハ如何。

九 命は義によりて輕トハ如何ナル意義ゾ。

例話

村上義光の事實

村上義光は彦四郎と稱す。信濃の人にして、陸奥守源頼清の後、彌四郎、信泰の子なり。元弘今を距る凡う五百六十年餘の亂に、義光父子、赤松則祐、平賀三郎等と與に、護良親王に従ひ、大和十津河に逃る。熊野別當定遍之を索むること急なり。親王吉野に行く、土人芋瀬莊司といふもの、兵を以て路を要す。親王大に苦しみ、從者を遣ひ、説くに投託の意を以てせしめらる。莊司對て曰く、定遍官軍の黨與を窮求

一、名を録し以て鎌倉に報ず、臣今大王を納れんと欲するも能はざるなり。請ふ錦旗若くは近臣一兩人を留め、以て辭を爲すを得んと。親王默然として未だ應ぜず。則祐進んで曰く、危を見て命を授くるは是れ士の職なり、臣請ふ留まり死せんと。平賀三郎曰く、從行の士は皆親王の股肱失ふべからざるなり。宜く旗を以て授けらるべし。と。親王之に従て過ぐるとを得たり。義光適ま後れ、莊司衆を擁し、錦旗を荷うて還るに遇ふ。義光直に進んで旗を奪ひしに、莊司懼れ顧みずして去りぬ。

親王吉野に至り、城を築いて之を守る。敵大兵を以て來り攻む。外城已に陷る。義光の鎧矢を被ること蝟毛の如し。來り跪いて、賊勢強く城支ふべからず。臣請ふ親王の鎧裝を賜はり、詭きて親王と爲り死せん。親王間に乘じて遁れ給へといふに、親王死すれば則ち同じく

死せん。何を忍んで相棄てんやとて聽き給はざりしかば、義光聲を勵まして、大事を圖るものは惡ぞ此言を爲さんと起て自ら親王の鎧を解き、強ひて親王をして去らめたり。

義光乃ち鎧を被り、譙樓に登る。子義隆來りて偕に死せんと欲す。義光曰く、速に往いて親王の爲に後を拒げ、徒死すること勿れど。義隆泣きて訣る。義光親王の遠く去るを望み、敵軍に大呼して、曰く、今上の第三子護良引決す。汝等行々天誅を受けんと。乃ち腹を劃て腸を抽き、壁に擲て斃る。賊四方より集り、就いて其首を斬り、圍を解きて去りぬ。既に吉野の執行岩菊丸、兵數百に將として、追うて護良親王に及ぶ。義隆單身留り闘ひ、數人を斬り、身に二十餘創を被りて死す。親王終に免るゝを獲たり。義隆時に年十八なりき。

要項

- 一 村上義光ノ錦旗ヲ奪ヒシ事。
- 二 義光親王ノ鎧装ヲ強テ受ケ打死セシ事。
- 三 義隆父ノ遺訓ヲ受ケテ戦死セシ事。

第三十六課 兵役租税のつとめ

(本文兵士はわが國のまもりにして、兵士となるは、わが國民のほまれある務なり。されば男子と生れたるものは、みな兵隊に加はりてこの務をつくすべし。國民と生れて兵隊に加はることあたはざるは、大なる恥といふべし。

われらはまた租税をさむべき務あり。この務を怠るは國民の恥なれば、わが家業を上げみて人におくれぬやう租税を納むべし。

本課の大意

本課は勅語中の國憲を重んじ國法に遵ふの聖意を奉戴し、兵役の義務を欠くべからざるを教へ、前課計介の事實を承けて、後課與三兵衛の事實に接す。

説話要項

兵士は國家の干城といひて、國のまもりなれば、兵士たるものは國民の譽れある務めといふべし。殊に我國は國民皆兵の制度にして、男兒丁年以上は、必ずこの務に當らざるべからず。若しこの務めに當ることを得ざるものあらば、これ身体の不合格者にして、男のまさに耻づべきことなり。されば男子と生れたるものは、幼少より身体を強健にし、成人の後皆兵隊に加はりて、この務を盡さんことを心掛くべし。次に國民として肝要なるは、租税を納むべき務めなり、

凡そ一家には一家の經費あり、國家には國家の經費を要す、この經費に充つるものを租税といふ。前にも屢々訓へたる如く、吾人の安樂に、此の世に生活を營むを得るは、一に政府の保護によるものにて、政府は國家の保護をなさんが爲めに、陸海軍を設け、以て外國に對峙し、百般の制度を布て以て内を治む。然れども、これに要する經費なくては、一日も立行かざるわけなり。然らば即ち納税は國民自己の保護料にして、而も國民の義務なれば、常にその準備を怠らず、納期に至り少くも遲滞なき様心掛くべし。

教授上の注意

國家に對する義務の觀念を充分ならしめ、併せて同町同村内に於ける共同の費割の如きも懈るべからざることを訓ふべし。すべて國民たるものは戦時にありては義勇の士となり、太平に處して善

良の民たるべきことを會得せしむこと肝要なり。

設問

- 一 兵役トハ何ノ爲メ設ケラレタルモノナルカ。
- 二 汝等身体虚弱ニシテ、徴兵ニ合格セザルモノヲ見バ、如何ニ思フカ。
- 三 租税ハ何ノ爲ニ徴取セラル、モノナルカヲ知ルカ。
- 四 租税ノ納期ニオクレ又ハ全クコレヲ納ムル能ハザルモノハ、平生如何ナル行ノ人ニ多キカ。

第三十七課 與三兵衛のはなし

(本文與三兵衛といひ、人家甚だ貧しかりしが、年々のねんぐは富めるものよりも、さきにをさめたり。

ある人、與三兵衛にむかひて、おん身ゆたかならぬ身にて、を
さめものにおくれぬは、感心なりといひ、與三兵衛答へ
て、ねんぐは、かみへの御奉公なれば、貧しきものなりとて、怠
るべきにあらず、それゆゑ秋のとりいれのと、第一にねん
ぐのぶんをとり、のけおき、少くも外の事には、つかはぬなり
といひたりとぞ。まことによき心がけの人といふべし。

本課の大意

前課の旨意を擴めて、與三兵衛が貧窮の身ながら、納税を
怠らざりしことを説く。

説話要領

伊勢國員辨郡の農夫に與三兵衛といふものあり。家族數人にして
朝夕生計に苦めども、年貢上納の時は、常に富めるものに先だちて

之を納め、曾て一度も督促を受けたることなし。

人之を怪み問うて曰く、汝貧しくして家族數口あり。然るに常に年
貢の督促を受るとなきのみならず、之を納むること他の富者に先
んず。何を以て然るか。與三兵衛答へて曰く、國主は我等の親なり。
子として親に食を献らざれば、不孝の罪免れ難し。且納税は國の掟
なり。國の掟は背くべからず。故に年々米を收むる時は、先づ上納の
額を取りて、別に之を藏め、何等の事ありとも之を費消することな
く、期に至れば即ち納む。家貧なりと雖も、夙に起き夜に寝ね、勞力す
るを以て、未だ凍飢に至らざるなりと。聞くもの皆之を嘆賞せりと
いふ。

教授上の注意

右の事實は注意の模範として好事實なれども、年貢領主等の語は、

容易に生徒に於て解する能はざるべければ、教授の際に斟酌するところあるべし。且末段與三兵衛の言葉は、生徒をして最も記憶せしむるを要す。

設問

- 一 年貢トハ如何ナルヲ云フヤ。
- 二 與三兵衛ガ年貢ノ上納ニ督促ヲ受ケシコトナキハ何故ニカ。
- 三 納税ニ關スル平日ノ用意ハ如何ニスベキカ。

第三十八課 愛國

(本文)わが大日本は、氣候よく、土地肥えて、景色のうるはしき事も、世界第一なり。れよを世界に國々あれども、わが國ほど、

たふとき國なし。われらのこの國に生れて、天皇陛下のれんめぐみを受くるは、まことにかぎりなき幸福といふべし。されば人々、つねにこの幸福を思ひて、ますます國の榮を心がけ、國の光をかゝやかさんことをつとむべし。

本課の大意

我國に生れたるものは國民の幸福なるを陳べて、愛國の心を養成すべし。

說話要領

氣候温和土地肥沃にして、穀果豊かに、山は良材に富み、海は漁鹽の利あり、殊に山紫に水明かに、四季の風景の優れる、世界その比を見ず。況んや、上に萬世一系の天皇陛下まゝく、深く國民をめぐませ給ふに於てをや、されば外人は我國を稱して世界の樂土といひ、

又は君子國など稱すとぞ。われ等の此國に生れて、天皇陛下の御慈みを受くるは、眞に限りなき幸福なれば、我國民たるもの常にこの幸福を思ひて、益々勉め勵みて國の榮を心がけ、國の光を輝かさんことをつとむべし。

愛國の要は、國家に事ある日のみと思ふは、大なる僻事なり。一旦緩急の場合に、身を捧げて國家に盡すは、固より愛國の精神なれども、平時にありても愛國の心なくんばあるべからず、平時にありての愛國とは、商人が外國貿易に勵精して國利を増し、技術家が有益の器械を發明して社會の幸福を計り、醫師が病源を發見して治療法を發明する等、其他萬般の事、苟も國家の利益を増し、國威の發揚に與りて力あるもの、これ皆愛國者のなすわざなり。大事にも小事にも、一般國民の精神愛國の上に存するときは、國威期せずして振は

ん、國家のこと又憂ふるに足らざるなり。

教授上の注意

幼年の生徒には愛國の意義了解し難ければ、先づ我國体の萬國に優れるあらまゝと、我等の祖先がいつれも忠義の人なりしことを知らしめ、唯だわが國を大事に思ひ、國のほまれになることをなさんと心掛くべし云々位にとゞめ置くべし。而して愛國義勇等の事は、國家事ある時のみと考ふるは、大なるひがことなれば、太平の時にも愛國の念のかくべからざることを教ふべし。

設問

- 一 日本ノ人ハ何故ニ日本ノタメニ力ヲ盡スベキカ。
- 二 若シ日本ガ外國ノ寇ヲ受ケバ如何。
- 三 日本ノタメニ力ヲ盡ス人ヲ汝等如何ニ思フカ。

四 平時ノ愛國ニ就テ話セ。

第三十九課 元寇の役

(本文) 昔後宇多天皇の弘安四年、元國の兵十萬ばかり、數千の軍艦をうかつて、わが國におよせしに、日頃忠義の心にあつき我國民のことなれば、一身をうちすて、國のためにつくさんは、この時なりとて、きそひたちて、ふせぎ戦ひたり。をりしも大風ふきおこりて、敵の軍艦みなやぶれしかば、さしもの大軍、さんぐにうちなされ、生きてかへりしもの、わづかに三人なりき。

あはれ今日の我國人も、國の危きにのぞみては、進んで力をつくさん事、ゆめく弘安の將士におどることなかれ。

本課の大意

本課は元寇の役に於て、空前絶後の大戦功を奏せし事、及び國民たるもの、國に對する務を教ふ。

説話要領

北條時宗は、幼名を正壽といひ、相模太郎と稱す。時頼の子なり。甫めて七歳にして、宗尊親王の府に冠す。親王名を時宗と賜ふ。幼にして射藝を能くす。弘長元年、今を距る凡そ六百三十年餘、親王射を極樂寺の第に觀て、小笠懸を命じ給ひしに、衆皆射儀を習はざるを以て之を辭す。時頼、時宗を召して、其命に應ぜしむ。時宗騎して場に臨み、一發して、的中つ時に、年十六なり。親王深く嘆賞し給ふ。

初め時頼の薙髮するや、時宗尚ほ幼なり。北條長時、北條政村、相繼ぎて執權の事を攝す。是に至りて、時宗執權となる。是歲正月、元主忽必

烈高麗に因り使を遣はす。時宗其書中無禮の言ありとて、卻けて對へざりき。

六年高麗元の使者を導きて對島に至り、去歳の答書を求めしかど、時宗固く前議を執りて報ぜざりき。八年元の使者趙良弼、筑前の今津に至り、直に京都に入りて國書を奉らんとせしに、太宰府聽さず、問難數日、良弼竟に其副本を進む。府其書を鎌倉に致す。時宗太宰府に命じて良弼を逐ひ還さしめ、ぬ年を隔て、良弼復た太宰府に至る。我が兵備の嚴整なるを見て、京に入ることを得ず。國に還りて其の主は我が國人の勇敢にして、撃つべからざるを陳せりと云ふ。十一年元主舟師を發し、來りて對島に寇す。地頭宗助國父子之に死す。賊轉じて壹岐に寇す。守護代平景隆之に死す。賊遂に二島を破り、多く人民を捕斬し、進みて筑前の博多に迫る。我が軍拒戦して之を

卻けたり。建治元年、元の使者杜世忠、何文著等、長門室津に來り、和を議す。蓋し我が國の兵備を偵察せんが爲なり。太宰府杜世忠以下五人を鎌倉に致す。時宗命じて之を龍の口に斬る。是に於て北條實政を以て鎮西の探題となし、軍務を節制せしめ、將士を簡ひて邊海を鎮戍し、權に京都の大番兵を停め、國用を省減し、軍儲を資け、豫め寇亂の備をなしたり。既にして元の使者周福、樂忠等、復た書を齎して對馬に至る。時宗又命じて之を博多に斬る。

弘安四年、今を距る凡そ六百二十年、元主范文虎、忻都、洪茶丘を將となし、大に舟師を發し、漢蠻及び高麗の兵凡そ十餘萬を率ゐて入寇す。戰艦海を蔽うて來り、直に壹岐對馬を犯し、進んで太宰府に迫る。北條實政の部將草野次郎奮進、輕舸に乗じて、夜敵艦に登り、二十餘人を斬り、火を放ちて還る。賊乃ち鐵鎖を以て舟を聯ね、弩を列し、備

を設く。我が兵船爲めに撃壊せられ、容易に近づくことを得ず。河野通有伯父通時と、二船を以て進み、檣を仆し、敵艦に架して登り、數十人を斬り、賊將を擒にして還る。我が兵繼いで進み、奮闘力戦、賊稍々其鋒を畏れ、陸に上ること能はず。轉じて鷹島に泊りたり。范文虎その爲すべからざるを知りて、軍を棄て先づ遁れぬ。時に鎮西騷亂人心恟々たり。龜山上皇深く宸襟を惱ませ給ひ、宸筆を伊勢大廟に奉りて、身を以て國難に代らんことを祈らせ給ふ。たましく一夜風雨大に起り、賊艦悉く覆没し、溺死するもの算なし。小貳景資等殘賊を鷹島に掩撃したり。此戦に元兵死せしもの十萬餘人、生きて還りしもの僅に三人なりといふ。

國朝太宰府を置きてより以來、外寇なきにあらずと雖も、未だ曾て元寇の如きものあらず。當時元主忽必烈、既に趙宋を滅し、勢に乗じ

來りて我に寇せり。若し是時計、姑息に出では、或は禍を一時に緩うすとも、國家の安危未だ知るべからざりなり。時宗の慮、能く此に及び、確然として動かず。遂に能く掃攘の功を奏し、彼をして復た我が邊境を窺はざらしむるに至りしは、其功亦偉なりといふべし。

八田知紀の歌に

敷島の大和こころを人間はと。

元の使を斬りし時宗

率直にして意深し、また誦讀するに足る。

教授上の注意

第三十八課と本課とは國民たるものゝ本分を知らしむるに、最も緊要のことなれば、教授の際最も注意せざるべからず。公益といひ、義勇といふも、多くは本課の如き事實の爲めに興奮するものなり、

且最も諷誦を重ね、生徒をして心肝に徹せしめんとを要す。

設問

- 一 弘安ノ役ニ我國ノ將士ハ如何ナル心ヲ以テ寇ヲ防ギシカ。
- 二 汝等カ、ル場合ニ生レ居ランニハ如何ニセント思フカ。
- 三 今後若シ外國ト戦争ノアラントキハ、如何ナル心掛ヲ要スルカ。
- 四 汝等ハ君ノ爲國ノ爲ニ如何ニシテ盡サント思フカ。

第四十課 いろは教歌

(本文) (い) 今も昔も世の中は、 (ろ) 盧生が夢と同じにて、 (は) 花の盛は永からず、 (に) 人間僅か五十年、 (ほ) 骨を惜まず若きより、 (へ) 勉強の功重ねずば、 (ど) 年のつもるは早くして、

(ち) 智慧のまさるはおうからん、 (り) 律義一途を心にて、 (ぬ) ぬけぬ無きやう磨きなば、 (る) 瑠璃の光も身にはん、 (を) 女は殊におとなしく、 (わ) わが身の程をよく知りて、 (か) 才あるも高ぶらず、 (よ) 嫁入しては、ことさらに、 (た) たちねふるまひ、つくしめよ、 (れ) 禮儀知らねば、人々に、 (う) うり笑はれ、恥づかしく、 (つ) つらき事のみあるものぞ、 (ね) ねぢけ心を、持つ人は、 (な) なにくつけても、うとまれん、 (ら) 樂は苦の種、苦は樂と、 (む) 報ゆる道理、さとりなば、 (う) うらやむ事も、なかるべし、 (わ) わどころ、きもの、おでらずに、 (の) 後の用意を、怠るな、 (れ) 多くの人を、使ふには、 (く) 苦樂をこれと共にして、 (や) やさしく下を、めぐむべし、 (ま) また使はるゝ、 (ふ) だん身もちを、 (け) 堅固につとめおほせんと、 (ふ) だん身もちを

つゞみみて、(こ)心を外にうてかすな、(に)得がたき富を願ふより、(て)手まめにかせき働きて、(あ)朝は早起き、夜は遅く、(さ)寒さ暑さの厭ひなく、(き)氣を勵まして勉むべし。(ゆ)ゆたかにくらし、おこりても、(め)めぐるうきよの習にて、(み)満つれば缺くる空の月、(い)汐の満干の如くなり。(え)遠類までもよくめぐみ。(ひ)非道の人と云はるくな。(も)物のなさけをわきまへて、(せ)世間のためを心がけ、(す)末の世までも名をのこすべし。

本課の大意

本課は緒言にも述べたるが如く、各課に於て學べる所を復習せしめ、更に之を確實ならしめん事を主とす。諷誦をむねとして教ふべし。

説話要領

この歌の(い)より(る)に至るまでは、此歌一篇の大綱にして人生限りあり、壯時極めて短し、少壯勉強學ばずば、老大徒に傷悲する意を諭せるなり。即ち世の中は、昔は今にかはれども變らぬは人の生涯、恰も盧生邯鄲の夢の如くにて、花の盛りの長からぬごとく、人の壯時はいと短し、人生七十、古來稀なり。今これ一なべて五十とせば、人の一生も亦短きものぞ。まして老ては氣も心もゆるみて、思ふまゝの働きもなし得ぬものなれば、年若き時に骨を惜まで忍耐勉強せざるときは、光陰矢の如く年の積るは早くして學藝の進みは遅く、其時悔ゆとも及ぶなからん。されば世の人は皆律義一途を旨として、行に、かけひなたなく、ぬけめなきやう心掛けて萬事に精出さば、瑠璃の光の磨くでとにいやます如く、世間の譽も自ら身にそふであら

ふとの意なり。

盧生の夢

異聞集

呂公經邯鄲邸中有盧生、自歎貧困不達、言訖思睡、主人方炊、黃梁翁探囊中枕以授生曰、枕此則榮遇如意、生枕之、夢自枕竅中入至其家、未幾登高第、歷臺閣、出入將相五十餘年、子孫皆列顯仕、金紫滿門、年餘八十、老病而卒、欠仲而寤、顧呂公在傍、主人黃梁猶未熟、生起謝曰、先生以此窒吾欲也、敢不受教、再拜而去、(佩文韻府)

さて(を)より(な)に至るまでは、主として女の心掛を教へたるものにて、第一女子は優しくとやかなるを可とす、よく身分をわきまへて、己れの才藝を衒はらず、わけて人の家に嫁しては、何事にもつくしみふかく、實父母に事ふる心もて、舅姑に事へ、夫をたすけて家を治むるを肝要とす。起居動作すべて心を用ゐて、禮儀を正しくすべ

し。然らざれば人に笑はれ耻かゝさるゝことあるものぞ、禮のもとには先づ心を正しくするにあり、心正しからぬものは、自ら人にうとまれ斥けらるゝものとなり。

次に(ら)よりの(の)に至る五句は、勤儉安分の意を教へたるものにて、即ち樂は苦の種、苦は樂の種、因果の道理をよく悟り、人を羨まず、我分に應じて、敢て衣食住を奢ることなく、餘りあれば、之を蓄ひて後日の用に供ふべゝとの意。

(れ)より(や)に至るの三句は、人の主人たる者の心得を説き、(ま)より(こ)に至るの四句は、人に使はるゝものゝ心得を説く、即ち人に主たるものは慈悲深く苦樂を奴婢と共にすべく、人に使はるゝものは正直と勤勉とを以て、一心に己れの務を盡すべゝとのこゝろなり、(に)より(き)に至るの五句は、早起晩寢寒暑の厭ひなく、業をつとむべ

いどの意以て(ほ)(と)(ち)の意を補ふ。

さて(ゆ)より(す)に至る九句は、これ本篇の結尾にして、人の榮枯は定めなく、十六夜の月満千の汐めぐるが浮世の習なり。況て驕るものは久しからず。たとふ春の夜の夢の如きものなれば、一時の富を恃むことなく、我が力の及ぶ限りは、世の人をめぐみ、非道無情の人といはるゝことなく、よく物のなさをわきまへて世の爲め國の爲めともなることを心掛け名を挙げ家を興すべしとなど。以て首句(い)(ろ)(は)(に)の意に反照す。

教授上の注意

本課は他の各課に比して長きのみならず、字句も亦やく難きを覺ゆるは、これ伊呂波順によれるてふ故障あれば勢已むを得ざるなり、然れども以呂波は兒童のよく諳誦するところにして、歌の口調

また誦讀に適したれば、教授上大に趣味を有し、兒童は喜んで之を學ばん、凡て歌は高雅幽韻を貴ぶものなれば、かゝる卑俗調のものと雖も通常の文章に比して兒童に了解し難きは勿論なれば、唯記憶の易きと諷誦の興味とは教育上案外の勢力を有するなり。

設問

今爰に別に設問をおかせるも、教授の際、よろしく歌中の要旨々々を指摘して問を發して可なり。

正訂小學修身經 尋常科 第三卷 教師用 終

明治二十六年十一月十四日印刷
 明治二十七年一月十七日發行
 明治二十七年一月卅一日訂正再版印刷
 明治二十七年二月三日訂正再版發行
 明治二十八年十月五日訂正三版印刷
 明治二十八年十月二日訂正三版發行

正訂小學尋常科
 修身經 教師用

卷壹	定價金	拾五錢
卷貳	定價金	拾五錢
卷參	定價金	貳拾錢
卷四	定價金	貳拾錢

編輯者 天野爲之

東京市麹町區土手三番町
 廿九番地

小野英之助

北豐島郡南千住町元地方橋場町
 千三百八十番地

富山房書店

東京市神田區裏神保町九番地
 電話千〇六十二番

草田長松

京橋區三十間堀壹丁目二番地

明教社
 全區三十間堀貳丁目壹番地

正訂
 版權
 所有
 正訂

發行者

發兌元

印刷者

印刷所

